

広島市地域防災計画の修正(案)について 新旧対照表

広島市地域防災計画の修正(案)目次

1 国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(平成31年3月)に伴う修正

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第2節 災害応急組織の編成・運用	第5 災害警戒本部	1
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第2節 災害応急組織の編成・運用	第6 災害対策本部	2
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第5節 避難対策	第2 避難準備・高齢者等避難開始	3
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第5節 避難対策	第3 避難勧告・避難指示(緊急)等	4
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第5節 避難対策	第6 指定緊急避難場所等の開設等	5
水防計画	第4章 避難対策	第1節 注意喚起、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)	第3 避難準備・高齢者等避難開始	6
水防計画	第4章 避難対策	第1節 注意喚起、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)	第5 避難勧告、避難指示(緊急)等の発令	7
水防計画	第4章 避難対策	第3節 災害種別に応じた避難	第1 洪水への対応	8
水防計画	第4章 避難対策	第3節 災害種別に応じた避難	第2 土砂災害への対応	9
水防計画	第4章 避難対策	第3節 災害種別に応じた避難	第3 高潮への対応	10
水防計画	第4章 避難対策	第6節 避難場所等の開設等	第2 指定緊急避難場所等の段階的な開設	11

2 国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更(令和元年5月)等に伴う修正

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第2節 災害応急組織の編成・運用	第3 注意体制 第4 警戒体制	12
震災対策編	第3章 震災応急対策	第2節 災害応急組織の編成・運用	第2 注意体制 第3 警戒体制	13
震災対策編	第3章 震災応急対策	第3節 情報の収集及び伝達	第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達	14
震災対策編	第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画	第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	第1 市職員に対する教育 第2 住民等に対する教育・広報	15
震災対策編	第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画	第8節 南海トラフ地震臨時情報発表時における円滑な避難の確保等に関する計画	—	16

3 その他技術的な修正

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第1章 総則	第3節 処理すべき事務又は業務の大綱	第4 指定地方行政機関 第6 指定公共機関	19
基本・風水害対策編	第2章 災害予防計画	第2節 風水害予防計画	第1 洪水予防対策 第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策	20
基本・風水害対策編	第2章 災害予防計画	第2節 風水害予防計画	第2 高潮・津波災害の予防対策	21
基本・風水害対策編	第2章 災害予防計画	第2節 風水害予防計画	第5 風害予防対策 第10 木材流出による災害の予防対策 第11 孤立集落における災害の予防対策	22
基本・風水害対策編	第2章 災害予防計画	第6節 避難体制の整備	第4 避難場所等の基準	23
基本・風水害対策編	第2章 災害予防計画	第6節 避難体制の整備	第11 避難情報を住民の避難行動につなげるための取組	24
基本・風水害対策編	第2章 災害予防計画	第8節 自主防災体制の整備	第1 自主防災組織の実践活動の促進	25
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第2節 災害応急組織の編成・運用	第6 災害対策本部	30
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第2節 災害応急組織の編成・運用	第7 職員の動員	31
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第3節 情報の収集及び伝達	第1 情報の収集・伝達体制	32
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第3節 情報の収集及び伝達	第2 気象情報等の収集及び伝達	35
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第5節 避難対策	第6 指定緊急避難場所等の開設等 第7 警戒避難体制に基づく避難対応	36

3 その他技術的な修正

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第18節 輸送対策	第2 海上交通応急対策	38
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第20節 住宅等応急対策	第4 住宅の応急修理	39
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第22 節 文教対策	第2 学校教育における応急対策	41
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第24 節 災害時における要配慮者等への避難支援等	—	42
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第26 節 応援要請及び協力要請	第1 公共的団体等への協力要請	43
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第26 節 応援要請及び協力要請	第4 他の地方自治体等応援職員の受援（人的受援） 第6 緊急消防援助隊への応援等要請	45
基本・風水害対策編	第4章 災害復旧・復興	第4 節 生活援護計画	第2 被災者に対する支援	46
基本・風水害対策編	第4章 災害復旧・復興	第4 節 生活援護計画	第3 被災者等に対する生活相談	47
基本・風水害対策編	第5章 公益事業等防災計画	第1 節 電力施設（中国電力株式会社広島営業所・広島電力所・広島北電力所・西部水力センター）	—	48
基本・風水害対策編	第5章 公益事業等防災計画	第4 節 交通輸送施設	第1 西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部事故対策本部の体制	52
基本・風水害対策編	第5章 公益事業等防災計画	第4 節 交通輸送施設	第3 広島高速交通株式会社	53
基本・風水害対策編	第5章 公益事業等防災計画	第4 節 交通輸送施設	第4 日本通運株式会社	55
基本・風水害対策編	第5章 公益事業等防災計画	第4 節 交通輸送施設	第5 広島電鉄株式会社	56
基本・風水害対策編	第5章 公益事業等防災計画	第4 節 交通輸送施設	第8 瀬戸内海汽船株式会社	57
基本・風水害対策編	第5章 公益事業等防災計画	第4 節 交通輸送施設	第9 広島ヘリポート管理事務所	58
基本・風水害対策編	第5章 公益事業等防災計画	第5 節 放送機関	第1 日本放送協会広島放送局	59
水防計画	第4章 避難対策	第3 節 災害種別に応じた避難	第4 津波への対応	60
水防計画	—	—	別表第5 市有水防倉庫一覧表	61
水防計画	—	—	別表第6 水防倉庫の備蓄基準	62
水防計画	—	—	別表第7 国及び県の所有する備蓄資機材	63
震災対策編	第2章 震災予防計画	第3 節 市街地の整備	第2 既存市街地の整備	64
震災対策編	第2章 震災予防計画	第6 節 ライフライン施設等の整備	第2 下水道施設の整備	65
震災対策編	第2章 震災予防計画	第7 節 建築物等の耐震性の向上	第2 付属設備等の改修促進	66
震災対策編	第2章 震災予防計画	第13 節 避難体制の整備	第5 避難路の整備	67
震災対策編	第3章 震災応急対策	第2 節 災害応急組織の編成・運用	第5 災害対策本部	69
震災対策編	第3章 震災応急対策	第3 節 情報の収集及び伝達	第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達	71
震災対策編	第3章 震災応急対策	第3 節 情報の収集及び伝達	第4 災害情報の収集、伝達及び報告	73
震災対策編	第3章 震災応急対策	第5 節 避難対策	第3 避難準備・高齢者等避難開始 第4 避難勧告・避難指示（緊急）等	74
震災対策編	第3章 震災応急対策	第19節 警備対策	第2 交通規制・交通確保対策	75
震災対策編	第3章 震災応急対策	第22節 文教対策	第2 学校教育における応急対策	77
震災対策編	第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画	第4 節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画	第7 ライフライン事業者及び放送機関の対応	78
都市災害対策編	第2章 海上災害対策	第5 節 災害応急対策	第5 大規模な油等流出対策	79
都市災害対策編	第2章 海上災害対策	第5 節 災害応急対策	第7 海上交通の安全確保	80
都市災害対策編	第2章 海上災害対策	第5 節 災害応急対策	—	81
都市災害対策編	第6章 大規模火事災害対策	第5 節 災害応急対策	—	85
都市災害対策編	第7章 危険物等災害対策	第2 節 市域における危険物等施設の現況	—	86

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 78
第5 災害警戒本部 1 設置及び廃止 (2) 設置基準	
設 置 基 準	ア 避難判断水位に到達し、河川管理者から「氾濫警戒情報」が通知されたとき <u>(岡ノ下川については洪水警報が発表されている場合に限る。)</u> (該当区)。 イ <u>土砂災害警戒情報が発表されていない場合で、土砂災害に関するメッシュ情報(※)に危険度(1時間後又は2時間後に基準値を超過)</u> が表示されたとき(該当区)。 ウ <u>土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報(※)に危険度(大雨警報基準超過、2時間後基準値超過)</u> が表示されたとき(災害対策本部が設置されていない区に限る。))。 エ 高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実にであると予測され、災害の発生するおそれがあるとき(安佐南区及び安佐北区を除く。) オ <u>市域で震度4の地震を観測したとき。</u> カ <u>広島県に津波注意報が発表されたとき(西区及び佐伯区に限る)。</u> キ 上記のほか、危機管理担当局長が必要と認めたとき。
摘 要	①～④ 略

修 正 後	
修 正 理 由 ○内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」改定等に伴う、避難情報の発令基準の見直しのため。	
第5 災害警戒本部 1 設置及び廃止 (2) 設置基準	
設 置 基 準	ア 避難判断水位に到達し、河川管理者から「氾濫警戒情報」が通知されたとき _____ (該当区)。 イ <u>大雨警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報(※)に危険度(3時間後に基準値超過)</u> _____ が表示されたとき(該当区)。 _____ _____ _____ ウ 高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実にであると予測され、災害の発生するおそれがあるとき(安佐南区及び安佐北区を除く。) エ <u>市域で震度4の地震を観測したとき。</u> オ <u>広島県に津波注意報が発表されたとき(西区及び佐伯区に限る)。</u> カ 上記のほか、危機管理担当局長が必要と認めたとき。
摘 要	①～④ 略

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 83
第6 災害対策本部 1 設置及び廃止 (2) 設置基準	
設置基準	ア 氾濫危険水位に到達し、河川管理者から「氾濫危険情報」が通知されたとき <u>（岡山下川については洪水警報が発表されている場合に限る。）</u> （該当区）。 イ （略） ウ _____土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（_____1時間後又は実況で基準値 <u>を</u> 超過）が表示されたとき（該当区）。 エ～キ （略）。
	<u>ク 市域に係る気象等に関する特別警報（大雨、防風、高潮、波浪、防風雪又は大雪）が発表されたとき。</u> <u>ケ 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。</u> <u>コ 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。</u> <u>サ</u> 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。
摘要	①～④ （略）

修 正 後	
修 正 理 由 ○全員体制における業務内容及び気象庁震度階級関連解説表に示された被害状況を考慮し、体制の設置基準を見直したため。 ○内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」改定等に伴う、避難情報の発令基準の見直しのため。	
第6 災害対策本部 1 設置及び廃止 (2) 設置基準	
設置基準	ア 氾濫危険水位に到達し、河川管理者から「氾濫危険情報」が通知されたとき _____（該当区）。 イ （略） ウ <u>大雨警報又は</u> 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（ <u>2時間後、</u> 1時間後又は実況で基準値__超過）が表示されたとき（該当区）。 エ～キ （略）
	_____ <u>ク 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。</u> <u>ケ 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。</u> <u>コ</u> 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。
摘要	①～④ （略）

修 正 前			
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策			頁 161
第2 避難準備・高齢者等避難開始			
区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難準備・高齢者等避難開始	災害が発生するおそれがあり、避難の準備を促すとき。 また、要配慮者に対して、避難行動の開始を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合は、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム (聴覚障害者へのFAX含む。) (デジタルサイネージ含む。) (エ) 市ホームページ (ケーブルテレビ連携含む。) (オ) SNS(ツイッター、フェイスブック) (カ) 県防災情報システムへの入力を通じたLアラート ※その他、河川の放流警報設備など、災害状況に応じて活用する。

修 正 後

修 正 理 由

○内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う、避難情報への警戒レベル付記のため。

○広島市避難誘導アプリの運用を令和2年4月から開始するため。

第2 避難準備・高齢者等避難開始

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	災害が発生するおそれがあり、避難の準備を促すとき。 また、要配慮者に対して、避難行動の開始を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合は、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム （聴覚障害者へのFAX含む。） （デジタルサイネージ含む。） (エ) 市ホームページ （ケーブルテレビ連携含む。） (オ) SNS（ツイッター、フェイスブック） (カ) 県防災情報システムへの入力を通じたLアラート <u>(キ) 市避難誘導アプリ</u> ※その他、河川の放流警報設備など、災害状況に応じて活用する。

修 正 前			
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策		頁	163
第3 避難勧告・避難指示（緊急）等 2 避難勧告、避難指示（緊急）等の発令 (2) 避難勧告、避難指示（緊急）等の区分			
区分	実施の時期	伝 達 内 容	伝 達 方 法
避難勧告	災害の発生するおそれがあり、避難を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム（聴覚障害者へのFAX含む。） (エ) デジタルサイネージ含む。） (オ) 市ホームページ(ケーブルテレビ連携含む。)
避難指示（緊急）	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は災害が発生し、現場に残留者がいるとき。	※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(イ) SNS(ツイッター、フェイスブック) (カ) 県防災情報システムへの入力を通じたLアラート (キ) 緊急速報メール(エリアメール含む。)
			(ク) サイレン
			※その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。
			※(ク)の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。
屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。		

修 正 後			
修 正 理 由 ○内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う、避難情報への警戒レベル付記のため。 ○広島市避難誘導アプリの運用を令和2年4月から開始するため。			
第3 避難勧告・避難指示（緊急）等 2 避難勧告、避難指示（緊急）等の発令 (2) 避難勧告、避難指示（緊急）等の区分			
区分	実施の時期	伝 達 内 容	伝 達 方 法
警戒レベル4 避難勧告	災害の発生するおそれがあり、避難を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム（聴覚障害者へのFAX含む。） (エ) デジタルサイネージ含む。） (オ) 市ホームページ(ケーブルテレビ連携含む。)
警戒レベル4 避難指示（緊急）	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき	※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(イ) SNS(ツイッター、フェイスブック) (カ) 県防災情報システムへの入力を通じたLアラート (キ) 市避難誘導アプリ (ク) 緊急速報メール(エリアメール含む。)
			(ケ) サイレン
			※その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。
			※(ケ)の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。
警戒レベル5 災害発生情報	災害が発生したとき。		
屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。		

修 正 前	
基本・風水害対策編 第 3 章 災害応急対策 第 5 節 避難対策	頁 165
第 6 指定緊急避難場所等の開設等 2 指定緊急避難場所の段階的な開設	
避難情報	指定緊急避難場所等
注意喚起	事前に地域で定めている施設を避難場所として必要に応じ て自主的に開設
避難準備・高齢者等避難開始	原則として、小学校区に 1 箇所拠点的な指定緊急避難場所を 開設
避難勧告・避難指示（緊急）	必要な指定緊急避難場所を順次開設

修 正 後	
修 正 理 由 ○内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う、避難情報への警戒レベル付記のため。	
第 6 指定緊急避難場所等の開設等 2 指定緊急避難場所の段階的な開設	
避難情報	指定緊急避難場所等
注意喚起	事前に地域で定めている施設を避難場所として必要に応じ て自主的に開設
<u>警戒レベル 3</u> 避難準備・高齢者等避難開始	原則として、小学校区に 1 箇所拠点的な指定緊急避難場所 を開設
<u>警戒レベル 4</u> 避難勧告・避難指示（緊急）	必要な指定緊急避難場所を順次開設

修 正 前			
水防計画 第4章 避難対策 第1節 注意喚起、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）			頁 411
第3 避難準備・高齢者等避難開始			
区分	実施の時期	伝 達 内 容	伝 達 方 法
避難準備・高齢者等避難開始	災害が発生するおそれがあり、避難の準備を促すとき。 また、要配慮者に対して、避難行動の開始を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール （聴覚障害者へのFAX含む。） （デジタルサイネージ含む。） (エ) 市ホームページ （ケーブルテレビ連携含む。） (オ) SNS（ツイッター、フェイスブック） (カ) 県防災情報システムへの入力を通じたLアラート
		※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	※その他、河川の放流警報設備など、災害状況に応じて活用する。

修 正 後			
修 正 理 由 ○内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う、避難情報への警戒レベル付記のため。 ○広島市避難誘導アプリの運用を令和2年4月から開始するため。			
第3 避難準備・高齢者等避難開始			
区分	実施の時期	伝 達 内 容	伝 達 方 法
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	災害が発生するおそれがあり、避難の準備を促すとき。 また、要配慮者に対して、避難行動の開始を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール （聴覚障害者へのFAX含む。） （デジタルサイネージ含む。） (エ) 市ホームページ （ケーブルテレビ連携含む。） (オ) SNS（ツイッター、フェイスブック） (カ) 県防災情報システムへの入力を通じたLアラート
		※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(キ) 市避難誘導アプリ ※その他、河川の放流警報設備など、災害状況に応じて活用する。

修

正

前

水防計画

第 4 章 避難対策

第 1 節 注意喚起、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）

頁

413

第 5 避難勧告、避難指示（緊急）等の発令

区分	実施の時期	伝 達 内 容	伝 達 方 法
避難勧告	災害の発生するおそれがあり、避難を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム（聴覚障害者への F A X 含む。） （デジタルサイネージ含む。） (エ) 市ホームページ(ケーブルテレビ連携含む。) (オ) S N S (ツイッター、フェイスブック) (カ) 県防災情報システムへの入力を通じた L アラート <u>(キ) 緊急速報メール(エリアメール含む。)</u> <u>(ク) サイレン</u> ※その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※ <u>(ク)</u> の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。
避難指示（緊急）	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき <u>又は災害が発生し、現場に残留者がいるとき。</u>		
屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。		

修 正 後			
修 正 理 由			
○内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う、避難情報への警戒レベル付記のため。			
○広島市避難誘導アプリの運用を令和 2 年 4 月から開始するため。			
第 5 避難勧告、避難指示（緊急）等の発令			
区分	実施の時期	伝 達 内 容	伝 達 方 法
警戒レベル 4 避難勧告	災害の発生するおそれがあり、避難を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム（聴覚障害者への F A X 含む。） (デジタルサイネージ含む。） (エ) 市ホームページ(ケーブルテレビ連携含む。) (オ) S N S (ツイッター、フェイスブック) (カ) 県防災情報システムへの入力を通じた L アラート <u>(キ) 市避難誘導アプリ</u> <u>(ク) 緊急速報メール(エリアメール含む。)</u> <u>(ケ) サイレン</u> ※その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※ <u>(ケ)</u> の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。
警戒レベル 4 避難指示（緊急）	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき _____ _____ _____。		
災害発生情報 警戒レベル 5	<u>災害が発生したとき。</u>		
屋内での待避等の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。		

修 正 前				
水防計画 第4章 避難対策 第3節 災害種別に応じた避難				頁 415
第1 洪水への対応 1 段階に応じた対応				
段階	状 況	本市の体制	本 市 の 対 応	住 民 の 行 動
第1段階	【状況把握】 洪水注意報 _____ が発表された場合	【注意体制】	略	略
第2段階	【注意喚起】 洪水警報 _____ が発表された場合	【警戒体制】	略	略
第3段階	【 _____ 避難準備・高齢者等避難開始 _____ 】 1 避難判断水位 _____ に到達し、「氾濫警戒情報」が通知された場合（ <u>岡ノ下川については洪水警報が発表されている場合に限る。</u> ） 2 略 3 <u>洪水予報河川以外の河川の水位が水防団待機水位を超過し、流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</u>	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域に _____ 避難準備・高齢者等避難開始 _____ を発令する。 なお、危険が迫っている場合には、 _____ 避難勧告 _____ を発令することがある。 2 略	略
第4段階	【 _____ 避難勧告 _____ 】 1 氾濫危険水位 _____ に到達し、「氾濫危険情報」が通知された場合（ <u>岡ノ下川については洪水警報が発表されている場合に限る。</u> ） 2～4 略 5 <u>洪水予報河川以外の河川の水位が氾濫注意水位を超過し、流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</u>	【災害対策本部】	1 必要な区域に、 _____ 避難勧告 _____ を発令する。 危険が迫っている場合には、 _____ 避難指示（緊急） _____ を発令することがある。 急激に気象が変化し、危険度が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。 2 略	略
第5段階	【 _____ 避難指示（緊急） _____ 】 1 「 <u>氾濫発生情報</u> 」が通知された場合 2 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとの通報があった場合 3 <u>巡視等により、浸水の発生を覚知し、立ち退き避難が必要と判断した場合</u>		1 必要な区域に _____ 避難指示（緊急） _____ を発令する。 2～3 略	
	_____ _____ _____ _____		_____ _____ _____	_____ _____ _____
_____ _____ _____ _____ _____				
※1～3 略				

修正後

修正理由

○内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」改定等に伴う、避難情報の発令基準の見直し及び警戒レベル付記のため。

第1 洪水への対応

1 段階に応じた対応

段階	状 況	本市の体制	本 市 の 対 応	住 民 の 行 動
第1段階	【状況把握】 洪水注意報（警戒レベル2）が発表された場合	【注意体制】	略	略
第2段階	【注意喚起】 洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表された場合	【警戒体制】	略	略
第3段階	【警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）】 1 避難判断水位（レベル3水位）に到達し、「氾濫警戒情報」が通知された場合 2 略	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域に、警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）を発令する。 なお、危険が迫っている場合には、警戒レベル4（避難勧告）を発令することがある。 2 略	略
第4段階	【警戒レベル4（避難勧告）】 1 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達し、「氾濫危険情報」が通知された場合 2～4 略	【災害対策本部】	1 必要な区域に、警戒レベル4（避難勧告）を発令する。 危険が迫っている場合には、警戒レベル4（避難指示（緊急））を発令することがある。 急激に気象が変化し、危険度が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。 2 略	略
第5段階	【警戒レベル4（避難指示（緊急））】 1 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとの通報があった場合 2 水位が堤防高又は背後地盤高に到達するおそれが高い場合		1 必要な区域に、警戒レベル4（避難指示（緊急））を発令する。 2～3 略	
第6段階	【警戒レベル5（災害発生情報）】 1 「氾濫発生情報」が通知された場合 2 巡視等により、浸水の発生を覚知し、立ち退き避難が必要と判断した場合		1 必要な区域に、警戒レベル5（災害発生情報）を発令する。 2 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。	既に災害が発生しているため、命を守るための最善の行動をとる。

○ 基準水位の設定がない河川については、洪水警報が発表され、洪水警報の危険度分布で「警戒」が出現した場合（流域雨量指数が洪水警報基準に到達する場合）や、洪水警報の危険度分布で「非常に危険」が出現した場合（流域雨量指数が洪水警報基準を大きく超過する場合）に、必要に応じて警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）又は警戒レベル4（避難勧告）等を発令する。

○ 強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）又は警戒レベル4（避難勧告）等を発令する。

※1～3 略

修 正 前

水防計画 第 4 章 避難対策 第 3 節 災害種別に応じた避難		頁 418
第 2 土砂災害への対応 1 段階に応じた対応		
段階	状 況	本市の体制 本 市 の 対 応 住 民 の 行 動
第 1 段階	【状況把握】 大雨注意報 _____ が発表された場合	【注意体制】 略
第 2 段階	【注意喚起】 1 大雨警報(土砂災害) _____ が発表された場合 2 略	【警戒体制】 略
第 3 段階	【 _____ 避難準備・高齢者等避難開始 _____ 】 1 土砂災害警戒情報が発表されていない場合で、土砂災害に関するメッシュ情報に危険度(2時間後又は 1 時間後に基準値を超過)が表示された場合 2 土砂災害警戒情報が発表された場合で、土砂災害に関するメッシュ情報に危険度(大雨警報基準超過、2時間後基準値超過)が表示された場合	【災害警戒本部】 1 防災行政無線等により、必要な区域に <u>対し</u> _____ 避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 なお、危険が迫っている場合には、 _____ 避難勧告 _____ 等を発令することがある。 2 略 3 市域に初めて避難準備・高齢者等避難開始を発令した際には、再度、全市域に注意喚起を発信する。
第 4 段階	【避難勧告】 1 土砂災害警戒情報が発表された場合で、土砂災害に関するメッシュ情報に危険度(1時間後又は実況で基準値を超過)が表示された場合 2～3 略	【災害対策本部】 1 必要な区域に _____ 避難勧告 _____ を発令する。 危険が迫っている場合には、 _____ 避難指示(緊急) _____ を発令することがある。 急激に気象が変化し、危険が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。 2 状況の 1 により避難勧告を発令した行政区内の避難勧告対象区域以外の危険区域に <u>対し</u> 、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 3 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。
第 5 段階	【 _____ 避難指示(緊急) _____ 】 1 大雨特別警報が発表された場合 2 記録的短時間大雨情報が発表された場合 3 がけ崩れや土石流が発生した場合	
	_____	_____
	_____	_____
	_____	_____
※ 1 ～ 5 略		

修 正 後				
修 正 理 由				
○内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う、避難情報の発令基準の見直し及び警戒レベル付記のため。				
第 2 土砂災害への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状 況	本市の体制	本 市 の 対 応	住 民 の 行 動
第 1 段階	【状況把握】 大雨注意報（警戒レベル 2）が発表された場合	【注意体制】	略	略
第 2 段階	【注意喚起】 1 大雨警報(土砂災害)（警戒レベル 3 相当情報）が発表された場合 2 前兆現象など身の危険を感じた場合	【警戒体制】	略	略
第 3 段階	【警戒レベル 3（避難準備・高齢者等避難開始）】 大雨警報（警戒レベル 3 相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報に危険度（3 時間後に基準値超過）が表示された場合 _____ _____ _____	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域に、警戒レベル 3（避難準備・高齢者等避難開始）を発令する。 なお、危険が迫っている場合には、警戒レベル 4（避難勧告）等を発令することがある。 2 略 _____ _____	略
第 4 段階	【警戒レベル 4（避難勧告）】 1 大雨警報（警戒レベル 3 相当情報）又は土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報に危険度（2 時間後又は 1 時間後に基準値超過）が表示された場合 2～3 略	【災害対策本部】	1 必要な区域に、警戒レベル 4（避難勧告）を発令する。 危険が迫っている場合には、警戒レベル 4（避難指示（緊急））を発令することがある。 急激に気象が変化し、危険が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待たず、迅速に発令する。 _____ _____ 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。	略
第 5 段階	【警戒レベル 4（避難指示（緊急））】 土砂災害に関するメッシュ情報に危険度（実況で基準値超過）が表示された場合 _____		1 必要な区域に、警戒レベル 4（避難指示（緊急））を発令する。 2～3 略	
第 6 段階	【警戒レベル 5（災害発生情報）】 土砂災害（がけ崩れや土石流）が発生した場合		1 必要な区域に、警戒レベル 5（災害発生情報）を発令する。 2 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。	
○ 土壌雨量指数や降水短時間予想等により、夜間から明け方にかけて警戒レベル 3（避難準備・高齢者等避難開始）の発令基準以上に到達するおそれがある場合は、警戒レベル 3（避難準備・高齢者等避難開始）等を発令する。 ○ 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合の対応 ・警戒レベル 5（災害発生情報）を発令していない場合は、警戒レベル 4（避難勧告）及び警戒レベル 4（避難指示（緊急））の発令区域が適切であるか確認するとともに、再び避難を促すために警戒レベル 4（避難指示（緊急））を発令する。 ・警戒レベル 5（災害発生情報）を発令している場合は、警戒レベル 5（災害発生情報）発令区域に、再度、警戒レベル 5（災害発生情報）を発令する。				
※ 1 ～ 5 略				

修 正 前				
水防計画 第4章 避難対策 第3節 災害種別に応じた避難			頁 421	
第3 高潮への対応 1 段階に応じた対応				
段階	状 況	本市の体制	本 市 の 対 応	住 民 の 行 動
第1段階	【状況把握】 略	必要に応じて 【注意体制】	略	略
第2段階	【注意喚起】 高潮注意報 が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが見込まれるとき。	必要に応じて 【警戒体制】	略	略
第3段階	【 避難準備・高齢者等避難開始 】 1 高潮警報 が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、災害の発生するおそれがあるとき。 2 略	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域に に 避難準備・高齢者等避難開始 を発令する。 なお、危険が迫っている場合には、 避難勧告 を発令することがある。 2 略	略
第4段階	【 避難勧告 】 1 高潮警報 発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な被害が発生するおそれがあるとき。 2 略	【災害対策本部】	1 必要な区域に 避難 勧告 を行う。 危険が迫っている場合には、 避難指示（緊急） を発令することがある。 2 略	略
第5段階	【 避難指示（緊急） 】 1 高潮特別警報 が発表された場合 2 浸水被害が発生した場合		1 必要な区域に 避難 指示（緊急） を発令する。 2～3 略	
※1～4 略				

修 正 後				
修 正 理 由				
○内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う、避難情報の発令基準の見直し及び警戒レベル付記のため。				
第 3 高潮への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状 況	本市の体制	本 市 の 対 応	住 民 の 行 動
第1段階	【状況把握】 略	必要に応じて 【注意体制】	略	略
第2段階	【注意喚起】 高潮注意報（警戒レベル3相当情報）が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが見込まれるとき。	必要に応じて 【警戒体制】	略	略
第3段階	【警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）】 1 高潮警報（警戒レベル4相当情報）が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、災害の発生するおそれがあるとき。 2 略	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域に、警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）を発令する。 なお、危険が迫っている場合には、警戒レベル4（避難勧告）を発令することがある。 2 略	略
第4段階	【警戒レベル4（避難勧告）】 1 高潮警報（警戒レベル4相当情報）が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な被害が発生するおそれがあるとき。 2 略	【災害対策本部】	1 必要な区域に、警戒レベル4（避難勧告）を発令する。 危険が迫っている場合には、警戒レベル4（避難指示（緊急））を発令することがある。 2 略	略
第5段階	【警戒レベル4（避難指示（緊急））】 高潮特別警報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合		1 必要な区域に、警戒レベル4（避難指示（緊急））を発令する。 2～3 略	
第6段階	【警戒レベル5（災害発生情報）】 浸水被害が発生した場合		1 必要な区域に、警戒レベル5（災害発生情報）を発令する。 2 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。	
※1～4 略				

修 正 前	
水防計画 第 4 章 避難対策 第 6 節 避難場所等の開設等	頁 425
第 2 指定緊急避難場所等の段階的な開設	
避難情報	指定緊急避難場所等
注意喚起	事前に地域で定めている施設を避難場所として必要に応じて自主的に開錠
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	原則として、小学校区に 1 箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設
<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>	必要な指定緊急避難場所を順次開設

修 正 後	
修 正 理 由 ○内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う、避難情報への警戒レベル付記のため。	
第 2 指定緊急避難場所等の段階的な開設	
避難情報	指定緊急避難場所等
注意喚起	事前に地域で定めている施設を避難場所として必要に応じて自主的に開錠
<u>警戒レベル 3</u> 避難準備・高齢者等避難開始	原則として、小学校区に 1 箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設
<u>警戒レベル 4</u> 避難勧告、避難指示（緊急）	必要な指定緊急避難場所を順次開設

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 86
第2 注意体制 1 設置及び廃止 (2) 設置基準	
設置基準	<u>ア 気象庁から、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の情報が発表されたとき。</u> イ 上記のほか、危機管理室災害対策課長が必要と認めたとき。
摘要	① 下線部は、自動設置とする。 ② <u>ア</u> については、 発表された情報の内容によって__、他の災害応急組織体制の設置や動員体制について検討する。 _____ _____
第3 警戒体制 1 設置及び廃止 (2) 設置基準	
設置基準	<u>ア 気象庁から、南海トラフ沿いで観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された旨の情報が発表されたとき。</u> イ 上記のほか、危機管理室長が必要と認めたとき。
摘要	① 下線部は、自動設置とする。 ② アについては、 発表された情報の内容によって__、他の災害応急組織体制の設置や動員体制について検討する。 _____ _____ _____

修 正 後	
修 正 理 由 ○内閣府の「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」の制定に伴う、「南海トラフ地震臨時情報」発表時の災害応急組織体制の設置のため。	
第2 注意体制 1 設置及び廃止 (2) 設置基準	
設置基準	<u>ア 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」</u> <u>が発表されたとき。</u> <u>イ 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。</u> <u>ウ</u> 上記のほか、危機管理室災害対策課長が必要と認めたとき。
摘要	① 下線部は、自動設置とする。 ② <u>イ</u> については、 <u>南海トラフ沿いで発生した地震（一部割れケース）から1週間（168時間経過した以降の正時までの期間）、又は南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべり（ゆっくりすべりケース）の変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間は、注意体制の確保を基本とするが、</u> 発表された情報の内容によって <u>は</u> 、他の災害応急組織体制の設置や動員体制について検討する。 <u>③ 南海トラフ沿いで発生した地震（半割れケース）から1週間を経過した後、さらに1週間（336時間経過した以降の正時までの期間）は、注意体制を基本とする。</u>
第3 警戒体制 1 設置及び廃止 (2) 設置基準	
設置基準	<u>ア 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」</u> <u>が発表されたとき。</u> イ 上記のほか、危機管理室長が必要と認めたとき。
摘要	① 下線部は、自動設置とする。 ② アについては、 <u>後発地震発生の可能性を踏まえ、南海トラフ沿いで発生した地震（半割れケース）から1週間（168時間経過した以降の正時までの期間）は、警戒体制の確保を基本とするが、</u> 発表された情報の内容によって <u>は</u> 、他の災害応急組織体制の設置や動員体制について検討する。
※ <u>大規模地震発生の可能性が高まったと判断できるケースは「半割れケース」「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」の3通りであり、これらのケースに該当する異常な現象が発生した後に発生する恐れがある南海トラフ地震を「後発地震」という。</u>	

修 正 前	
震災対策編 第 5 章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第 7 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	頁 279
第 1 市職員に対する教育 1 _____ _____南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 <u>2</u> 地震及び津波に関する一般的な知識 <u>3</u> _____南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識 <u>4</u> _____南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割 <u>5</u> 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 <u>6</u> 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題 第 2 住民等に対する教育・広報 震災対策編「第 2 章 震災予防計画、第 1 7 節 防災知識の普及、第 2 市民に対する防災広報」及び「第 4 章 津波災害対策、第 3 節綱に災害の予防対策、第 1 津波に対する防災意識の啓発等」による。_____ _____ _____ _____ _____	

修 正 後	
修 正 理 由 ○気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」の段階的発表を開始したため。	
第 1 市職員に対する教育 1 <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u> <u>2</u> 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 <u>3</u> 地震及び津波に関する一般的な知識 <u>4</u> <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び</u> 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識 <u>5</u> <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び</u> 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割 <u>6</u> 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 <u>7</u> 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題 第 2 住民等に対する教育・広報 震災対策編「第 2 章 震災予防計画、第 1 7 節 防災知識の普及、第 2 市民に対する防災広報」及び「第 4 章 津波災害対策、第 3 節綱に災害の予防対策、第 1 津波に対する防災意識の啓発等」による。 <u>また、防災関係機関や企業、大学等と連携して、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震発生時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、各臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容や広島市地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。</u>	

[illegible]

修 正 後

(7) 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。

(8) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(9) 水道、電気、ガス、通信、放送、金融関係

計画主体である各事業者は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置等について、推進計画に明示するものとする。

(10) 交通対策

ア 道路

(7) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

(4) 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

イ 海上及び航空

(7) 第六管区海上保安本部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

(4) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

ウ 鉄道

鉄道・軌道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な措置を実施するものとする。

(11) 市が管理又は運営する施設関係

ア 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制は、概ね次のとおりである。

(7) 各施設に共通する事項

a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の入場者等への伝達

b 入場者等の安全確保のための退避等の措置

c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

d 出火防止措置

e 水、食料等の備蓄

[illegible]

修	正	後
<u>f 消防用設備の点検、整備</u> <u>g 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</u> <u>h 各施設における緊急点検、巡視</u>		
<u>(イ) 個別事項</u>		
<u>a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置</u>		
<u>b 河川、海岸について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置</u>		
<u>c 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置</u>		
<u>d 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法等について必要な措置</u>		
<u>e 社会福祉施設にあつては、入所者等に対する保護の方法等について必要な措置</u> <u>なお、施設ごとの具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。</u>		
<u>イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</u> <u>市は、屋内施設に使用する建物の選定について、県有施設の活用等を図る。</u>		
<u>ウ 工事中の建築等に対する措置</u> <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波やがけ崩れに対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。</u>		
<u>3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</u>		
<u>(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達経路</u> <u>前記 1 (1)による。</u>		
<u>(2) 市の配備体制</u> <u>前記 1 (2)による。</u>		
<u>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知</u> <u>前記 2 (3)による。</u>		
<u>(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等</u> <u>前記 2 (4)による。</u>		
<u>(5) 災害応急対策をとるべき期間等</u> <u>震災対策編第 3 章第 2 節第 2 による。</u>		
<u>(6) 地域住民等に対する呼びかけ等</u> <u>市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</u>		
<u>(7) 防災関係機関のとりべき措置</u> <u>防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。</u>		

修 正 前	
基本・風水害対策編 第 1 章 総則 第 3 節 処理すべき事務又は業務の大綱	頁 5
第 4 指定地方行政機関 〔中国 管区警察局、中国四国防衛局、中国総合通信局、中国財務局、中国四国厚生局、広島労働局、中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国経済産業局、中国四国産業保安監督部、中国地方整備局、中国運輸局、中国地方測量部、広島地方气象台、第六管区海上保安本部、中国四国地方環境事務所〕 第 5 （略） 第 6 指定公共機関 〔独立行政法人国立病院機構、日本銀行広島支店、日本赤十字社広島県支部、日本放送協会広島 放送局、西日本高速道路株式会社中国支社、西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店、西日本電信電話株式会社広島支店、日本郵便株式会社中国支社、日本通運株式会社広島支店、中国電力株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ中国支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、ソフトバンク株式会社〕	

修 正 後	
修 正 理 由 ○中国管区警察局が四国管区警察局と統合したため。 ○正式名称変更（2019 年 6 月）のため	
第 4 指定地方行政機関 〔中国 四国管区警察局、中国四国防衛局、中国総合通信局、中国財務局、中国四国厚生局、広島労働局、中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国経済産業局、中国四国産業保安監督部、中国地方整備局、中国運輸局、中国地方測量部、広島地方气象台、第六管区海上保安本部、中国四国地方環境事務所〕 第 5 （略） 第 6 指定公共機関 〔独立行政法人国立病院機構、日本銀行広島支店、日本赤十字社広島県支部、日本放送協会広島 拠点放送局、西日本高速道路株式会社中国支社、西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店、西日本電信電話株式会社広島支店、日本郵便株式会社中国支社、日本通運株式会社広島支店、中国電力株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ中国支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、ソフトバンク株式会社〕	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 15
第1 洪水予防対策 2 河川の改修 (5) ため池の整備 <u>かんがい用として作られているため池は、そのほとんどが土堰堤であり、さらに建設された時期も明治時代から昭和初期がほとんどであることから、老朽化が進み災害危険を持っている。このため、危険度の高いため池から順次整備を行い、災害を未然に防止する必要がある。</u> 3 警戒避難体制の整備《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課、_____各区地域起こし推進課》 第2～第3 (略) 第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策 1 がけ崩れ・山崩れ災害の予防対策 (2) 治山事業の推進 崩壊林地に対する復旧治山事業、山地災害危険地区等における予防治山事業、機能の低下した保安林の整備 <u>事業</u> 等の推進を県に働きかけるとともに、本市においては県の治山事業を補完する小規模崩壊地復旧事業を推進する。 なお、市域における山地災害危険地区は、県の調査結果によれば3,750地区となっている。(資料編「山地災害危険地区総括表」参照) <u>こうした状況を踏まえ、危険地区の住民への周知と警戒避難体制の整備を図る。</u>	

修 正 後
修 正 理 由 ○市の役割との整合性を図るため。 ○業務分担の変更に伴い、危機管理室災害対策課を追加する必要があるため。
第1 洪水予防対策 2 河川の改修 (5) ため池の整備 <u>明治時代から昭和初期にかんがい用として作られたため池のほとんどが土堰堤であり、時間が経過し、老朽化している可能性が高くなっている。このため、措置が必要なため池については、低水管理等の対策を管理者に指導する。</u> 3 警戒避難体制の整備《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課、 <u>危機管理室災害対策課</u> 、各区地域起こし推進課》 第2～第3 (略) 第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策 1 がけ崩れ・山崩れ災害の予防対策 (2) 治山事業の推進 崩壊林地に対する復旧治山事業、山地災害危険地区等における予防治山事業、機能の低下した保安林の整備____等の推進を県に働きかけるとともに、本市においては県の治山事業を補完する小規模崩壊地復旧事業を推進する。 なお、市域における山地災害危険地区は、県の調査結果によれば3,750地区となっている。(資料編「山地災害危険地区総括表」参照) <u>(削除)</u>

修 正 前		
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画		頁 23
第5 風害予防対策 11 高潮対策《危機管理室災害対策課、各消防署、各区役所》 第6～9 （略） 第10 木材流出による災害の予防対策 海上への木材流出による災害を未然に防止するため、次の対策を実施する。		
項 目	内 容	実 施 担 当 機 関 又 は 実施責任者（根拠法令）
関係機関との 協力体制の 確 立	現在の貯木場内における水面利用状況、荷捌能力等を把握し、これらに適応した搬入木材の調整を図るため、広島港輸入木材調整協議会、広島港台風等対策委員会をはじめとする関係機関に協力を求める。	広島海上保安部
安 全 確 保 規 制 措 置	広島港内における木材の水上荷おろしに際し、法の定めるところにより、関係者に対する規制を実施し、必要と認められる時は、流木処理に当たらせる。	広島港長 (港則法第26条・第34条)
流 出 材 の 早 期 措 置	巡視艇又は航空機及び一般船舶による流出材の発見の通報を受けたときは、流出材をできるだけ早くえい航除去し、災害の未然防止を図る。	広島海上保安部
(貯木場の位置は、水防計画参照)		
第11 孤立集落における災害の予防対策 災害発生時において、道路が寸断されるなどの被害が生じた場合に孤立が想定される集落の把握や次の対策の推進に努める。 1 孤立が想定される集落に生活する住民に対する水や食料の備蓄の啓発 2 防災行政無線等の情報通信手段の確保等 3 救助、救援体制の確立		
[港則法 第26条・第34条]		

修 正 後

修 正 理 由

○所属表記の修正のため。

○港則法の改正に伴う修正のため。

第 5 風害予防対策

11 高潮対策《危機管理室災害対策課、各消防署、各区____》

第 6 ～ 9 （略）

(削除)

____	____	____
____	____	____
____	____	____
____	____	____
____	____	____
____	____	____

第 10 孤立集落における災害の予防対策

災害発生時において、道路が寸断されるなどの被害が生じた場合に孤立が想定される集落の把握や次の対策の推進に努める。

1 孤立が想定される集落に生活する住民に対する水や食料の備蓄の啓発

2 防災行政無線等の情報通信手段の確保等

3 救助、救援体制の確立

(削除)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第 2 章 災害予防計画 第 6 節 避難体制の整備	頁 31
第 4 避難場所等の基準 1 指定緊急避難場所 (2) 災害種別ごとの指定基準 イ 土砂災害 ① <u>土砂災害危険箇所図※1 に示す危険区域※2 又は急傾斜地法第 3 条に規定する急傾斜地崩壊危険区域外の施設であること。ただし、現地確認の結果、明らかに危険性がないと認められた施設は避難場所として開設することができる。</u> ② <u>土砂災害防止法に基づき広島県知事が公示した「土砂災害特別警戒区域」又は「土砂災害警戒区域」外の施設であること。</u> ただし、「土砂災害特別警戒区域」内の建築基準法施行令第 8 0 条の 3 の基準を満たす施設又は「土砂災害警戒区域」内の鉄筋コンクリート造等で 2 階以上に避難スペースがある施設は避難場所として開設できるものとする。 <u>※ 1 土砂災害危険箇所図は、平成 14 年広島県公表</u> <u>※ 2 危険区域とは、「土石流により被害のおそれのある箇所」、「がけ崩れにより被害のおそれのある箇所」又は「地すべりにより被害のおそれのある箇所」をいう。</u> ウ～エ (略) オ 津波 広島県津波浸水想定図※に基づき、 <u>浸水想定</u> 区域外の施設又は場所であること。 なお、施設については、新耐震設計基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）に適合していること。または、耐震性診断により耐震性が確認された建築物であり、原則として鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。 ※ 平成 24 年度、広島県が最大クラスの津波（南海トラフ巨大地震）及び津波到達時間が短い津波（瀬戸内海域活断層等）を想定して作成したものであり、南海トラフ巨大地震による津波の高さは 3.6m（海岸線における最高の津波水位を標高で表示）と想定されている。	

修 正 後	
修 正 理 由	○令和元年度末をもって、広島市内における土砂災害警戒区域指定に係る調査が完了するため、指定緊急避難場所の土砂災害に係る適応性の基準を統一化する。 ○津波災害警戒区域の指定に基づく文言の追加のため。
第 4 避難場所等の基準 1 指定緊急避難場所 (2) 災害種別ごとの指定基準 イ 土砂災害 <u>(削除)</u> <u>土砂災害防止法に基づき広島県知事が公示した「土砂災害特別警戒区域」又は「土砂災害警戒区域」外の施設であること。</u> ただし、「土砂災害特別警戒区域」内の建築基準法施行令第 8 0 条の 3 の基準を満たす施設又は「土砂災害警戒区域」内の鉄筋コンクリート造等で 2 階以上に避難スペースがある施設は避難場所として開設できるものとする。 <u>(削除)</u> <u>(略)</u> ウ～エ (略) オ 津波 広島県津波浸水想定区域図※に基づく <u>津波災害警戒</u> 区域外の施設又は場所であること。 なお、施設については、新耐震設計基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）に適合していること。または、耐震性診断により耐震性が確認された建築物であり、原則として鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。 ※ 平成 24 年度、広島県が最大クラスの津波（南海トラフ巨大地震）及び津波到達時間が短い津波（瀬戸内海域活断層等）を想定して作成したものであり、南海トラフ巨大地震による津波の高さは 3.6m（海岸線における最高の津波水位を標高で表示）と想定されている。	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備	頁 35
第11 避難情報を住民の避難行動につなげるための取組 2 避難情報の伝達手段の充実 住民一人一人が、急激な気象変化や災害種別に応じた的確な避難行動がとれるよう、ハード・ソフトともに情報伝達手段の充実を図るための検討を行っていく。 特に、広島市防災情報メールについては、小学校区ごとにきめ細やかな災害情報 <u>提供が可能になるよう改修し</u> 、多くの市民が活用を図れるよう登録の徹底を進める。	

修 正 後
修 正 理 由 ○広島市防災情報メールの機能改修により、小学校区ごとに情報提供が可能となったため。
第11 避難情報を住民の避難行動につなげるための取組 2 避難情報の伝達手段の充実 住民一人一人が、急激な気象変化や災害種別に応じた的確な避難行動がとれるよう、ハード・ソフトともに情報伝達手段の充実を図るための検討を行っていく。 特に、広島市防災情報メールについては、小学校区ごとにきめ細やかな災害情報 <u>の提供を行い</u> 、多くの市民が活用を図れるよう登録の徹底を進める。

修 正 前	
基本・風水害対策 第2章 災害予防計画 第8節 自主防災体制の整備	頁 64
第1 自主防災組織の実践活動の促進 2 防災知識等の普及・啓発 災害時における自主防災組織の役割や活動内容を構成員に周知するため、各種ハザードマップ・パンフレット、市防災情報共有システム、地理情報システム（G I S）の防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD、「平成 25 年度広島市地震被害想定」等を活用したリーダー研修会や懇談会、防災に関する講習会・講演会、さらには地域における防災フェア等各種行事の実施にあたり、東日本大震災の教訓等を取り入れ、防災知識の普及・啓発を図る。 また、地域において要配慮者に配慮し、支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点が取り入れられるよう努める。 3 （略） 4 自主防災組織のリーダーの養成 自主防災組織が活発な活動を行うには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。 このため、広島市総合防災センターにおいて実施するリーダー研修に、東日本大震災の教訓を取り入れる等、内容をより一層充実強化するとともに、防災士の資格取得の促進、リーダー懇談会の実施、「自主防災ひろしま」「自主防災活動のすすめ」「防災べんり帳」の発行等によりリーダーの養成を図る。 また、自主防災組織のリーダーに対し、地域で男女共同参画の視点を取り入れた防災活動を行うための研修等への参加を促すとともに、自主防災組織等の地域活動への女性の参加意欲を醸成し、自主防災組織における女性リーダーの養成を図る。	

修 正 後	
修 正 理 由 ○性的マイノリティへの配慮が必要であるため。 （参考：男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 解説・事例集（内閣府男女共同参画局）） ○自主防災組織を対象とした普及啓発冊子「自主防災活動のすすめ」と一般市民を対象とした普及啓発冊子「防災べんり帳」を統合し、新たな普及啓発冊子「たちまち防災」を作成したため。	
第1 自主防災組織の実践活動の促進 2 防災知識等の普及・啓発 災害時における自主防災組織の役割や活動内容を構成員に周知するため、各種ハザードマップ・パンフレット、市防災情報共有システム、地理情報システム（G I S）の防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD、「平成 25 年度広島市地震被害想定」等を活用したリーダー研修会や懇談会、防災に関する講習会・講演会、さらには地域における防災フェア等各種行事の実施にあたり、東日本大震災の教訓等を取り入れ、防災知識の普及・啓発を図る。 また、地域において要配慮者に配慮し、支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いや性的マイノリティなど、多様な視点が取り入れられるよう努める。 3 （略） 4 自主防災組織のリーダーの養成 自主防災組織が活発な活動を行うには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。 このため、広島市総合防災センターにおいて実施するリーダー研修に、東日本大震災の教訓を取り入れる等、内容をより一層充実強化するとともに、防災士の資格取得の促進、リーダー懇談会の実施、「自主防災ひろしま」「たちまち防災」の発行等によりリーダーの養成を図る。 また、自主防災組織のリーダーに対し、地域で男女共同参画の視点を取り入れた防災活動を行うための研修等への参加を促すとともに、自主防災組織等の地域活動への女性の参加意欲を醸成し、自主防災組織における女性リーダーの養成を図る。	

修 正 前						
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用			頁 87			
表3－2－2 (1) 災害対策本部事務局の分掌事務						
班 名		要 員	分 掌 事 務			
総務班		危機管理室職員 企画総務局職員 経済観光局職員 会計室職員 _____	1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 災害関係部局の全ての職員の <u>招</u> 集状況の集計に関すること。 3 <u>その他特命事項に関すること。</u>			

統制・検討班		危機管理室職員 <u>企画総務局職員</u> 市民局職員 消防局職員 専門職員_____	[統制 <u>業務</u>] 1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2 本部長指示及び伝達等に関すること。 3 災害対策活動の総合調整に関すること。 4 <u>他の主管に属さない事項に関すること。</u>			
			[検討 <u>業務</u>] 5 災害に関する諸情報の分析及び災害対策活動の検討に関すること。 6 防災関係機関との連絡調整に関すること。			
			7 自衛隊の派遣要請に関すること。 8 他の公共団体等への応援要請に関すること。 9 <u>その他特命事項に関すること。</u>			
情報班	_____	危機管理室職員 _____	市民局職員 _____	消防局職員	1 <u>災害に関する諸情報の統括に関すること。</u> 2 <u>県防災行政無線の受信・連絡に関すること。</u> 3 <u>その他特命事項に関すること。</u>	

	_____	_____	_____	_____	_____	_____
	_____	_____	_____	_____	_____	_____
監視班		危機管理室職員 消防局職員	1 気象情報、水防情報等の収集・分析及び記録に関すること。 2 <u>その他特命事項に関すること。</u>			
<u>広報班</u>		<u>危機管理室職員</u> <u>企画総務局職員</u> <u>消防局職員</u>	1 <u>災害諸情報の広報に関すること。</u> 2 <u>報道機関による避難広報に関すること。</u> 3 <u>報道機関への放送の要請に関すること。</u>			
<u>集計班</u>		<u>財政局職員</u> <u>健康福祉局職員</u> <u>消防局職員</u>	1 <u>被害状況の収集及び集計に関すること。</u> 2 <u>避難状況の集計に関すること。</u>			

修 正 後			
修 正 理 由			
○班編成及び分掌事務の見直しに伴う修正のため。			
表3－2－2			
(1) 災害対策本部事務局の分掌事務			
班 名		要 員	分 掌 事 務
総務班		危機管理室職員 企画総務局職員 経済観光局職員 会計室職員 <u>消防局職員</u>	<u>〔庶務担当〕</u> 1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 災害関係部局の全ての職員の <u>参</u> 集状況の集計に関すること。 <u>〔削除〕</u>
			<u>〔広報担当〕</u> 3 災害諸情報の広報に関すること。 4 報道機関による避難広報に関すること。 5 報道機関への放送の要請に関すること。
統制・検討班		危機管理室職員 <u>〔削除〕</u> 市民局職員 消防局職員 専門職員 <u>〔必要に応じて〕</u> 〔災害状況に応じて関係局等を要員に 加える。〕	〔統制 <u>担当</u> 〕 1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2 本部長指示及び伝達等に関すること。 3 災害対策活動の総合調整に関すること。 <u>〔削除〕</u>
			〔検討 <u>担当</u> 〕 4 災害に関する諸情報の分析及び災害対策活動の検討に関すること。 5 防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 <u>災害救助法の適用に関すること。</u> 7 自衛隊の派遣要請に関すること。 8 他の公共団体等への応援要請に関すること。 <u>〔削除〕</u>
情報班	<u>集計担当</u>	危機管理室職員 <u>財政局職員</u> 市民局職員 <u>健康福祉局職員</u> 消防局職員	1 被害状況の収集及び集計に関すること。 2 避難状況の集計に関すること。 <u>〔削除〕</u>
	<u>各局担当</u>	<u>企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、こども未来局、環境局、経済観光局、都市整備局、道路交通局、下水道局、消防局、水道局及び教育委員会事務局の係長相当職以上の職員</u>	3 各局・区からの被害状況及び避難状況の受信に関すること。 4 災害対策本部からの連絡事項の伝達に関すること。
	<u>各区担当</u>	<u>危機管理室職員</u> <u>企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局及び都市整備局の係長相当職以上の職員</u>	
監視班		危機管理室職員 消防局職員	1 気象情報、水防情報等の収集・分析及び記録に関すること。 2 <u>防災行政無線の運用に関すること。</u>
<u>〔削除〕</u>		_____	_____
<u>〔削除〕</u>		_____	_____

修 正 前		
班 名	要 員	分 掌 事 務
各局等担当班	企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、こども未来局、環境局、経済観光局、都市整備局、道路交通局、下水道局、消防局、水道局及び教育委員会事務局の係長相当職以上の職員	1 各局所管施設等の被害報告の取りまとめに 関すること。 2 災害対策本部からの連絡事項の伝達及び検討・調整に 関すること。
各区担当班	企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局及び都市整備局の係長相当職以上の職員 危機管理室職員	1 各区からの被害状況及び避難状況の受信に 関すること。 2 災害対策本部からの連絡事項の伝達に 関すること。
受援班	危機管理室職員 (物的受援時には健康福祉局職員を加える。)	受援を受けることを決定した場合に設置する。 1 人的受援の総括に 関すること。 2 人的受援(一部の技術系・技能系職等の人的 応援枠を除く。)に 関する総務省及び他自治体等との連絡調整に 関すること。 3 物的受援に関する他自治体等との連絡調整に 関すること。 4 物的受援のための救援物資補給輸送拠点（2次 拠点）の設置・運営の指揮・監督に 関すること（救援物資補給輸送拠点（2次拠点）を 設置する場合に限る。）。
（注）危機管理担当局長は、災害の種別や規模、被害の程度により、班編成及び分掌事務を変更することができるものとする。		

修 正 後		
班 名	要 員	分 掌 事 務
(削除)		
(削除)		
受援班	危機管理室職員 (物的受援時には健康福祉局職員を加える。)	応援を受けることを決定した場合に設置する。 1 人的受援の総括に 関すること。 2 人的受援(一部の技術系・技能系職等の人的 応援枠を除く。)に 関する総務省及び他自治体等との連絡調整に 関すること。 3 物的受援に関する他自治体等との連絡調整に 関すること。 4 物的受援のための救援物資補給輸送拠点（2次 拠点）の設置・運営の指揮・監督に 関すること（救援物資補給輸送拠点（2次拠点）を 設置する場合に限る。）。
（注）危機管理担当局長は、災害の種別や規模、被害の程度により、班編成及び分掌事務を変更することができるものとする。		

修 正 前		
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用		頁 93
第6 災害対策本部 3 組織及び運営 (2) 災害対策本部事務局の分掌事務		
局等	部課等	分掌事務
都市整備局	(略)	(略)
	青崎地区区画整理事務所	1 所管施設の防護に関すること 2 他課の応援に関すること
	西風新都整備部	1 計画区域内の土木施設等の関連公共施設の被害状況の把握に関すること

修 正 後		
修 正 理 由 ○組織改正に伴う、分掌事務等の修正のため。		
第6 災害対策本部 3 組織及び運営 (2) 災害対策本部事務局の分掌事務		
局等	部課等	分掌事務
都市整備局	(略)	(略)
	青崎地区区画整理事務所	1 所管施設の防護に関すること 2 他課の応援に関すること
	西広島駅北口地区区画整理事務所	1 所管市有地の防護に関すること 2 他課の応援に関すること
	西風新都整備部	1 計画区域内の土木施設等の関連公共施設の被害状況の把握に関すること

修 正 前			
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用			頁 95
表3－2－2 (2) 災害対策本部の分掌事務			
下水道局	●経営企画課		1 局内の要員に係る調整に関すること 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 4 局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関すること 5 局に属する職員の招集に関すること 6 局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関すること 7 災害関係の予算及び資金に関すること 8 緊急を要する他の課への応援に関すること 9 下水道事業全般について、他の公共団体等への支援要請に関すること 10 局の庶務に関すること 11 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること
	●河川防災課		1 河川等施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 2 応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること
	管理部	●管理課 ●維持課 ●水資源再生センター	1 気象情報、水防情報等緒情報の収集及び連絡に関すること 2 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 3 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の浸水防止及び排水に関すること 4 所管の樋門の操作に関すること 5 応急復旧用資機材等の現地調達に関すること 6 部に係る災害応急復旧計画の策定に関すること 7 緊急を要する他の課への応援に関すること 8 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）について、民間協力団体等への支援要請に関すること
			1 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 2 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 3 局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関すること 4 緊急を要する他の課への応援に関すること 5 他の公共団体等に対する下水道事業全般の支援要請に関すること
	施設部	●管路課 ●施設課	1 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）及び同施設の建設工事箇所の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 2 区の所管する下水道施設及び同施設の建設工事箇所の被災状況の取りまとめ及び報告に関すること 3 応急復旧用資機材等の現地調達に関すること 4 部に属する災害応急復旧計画の策定に関すること 5 緊急を要する他の課への応援に関すること 6 民間協力団体に対する所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）に関する支援要請に関すること
			●会計室

修 正 後			
修 正 理 由			
○令和元年 1 1 月に全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部と新たに災害時支援協定を締結したことから災害時の分掌事務項目を追加する。			
○その他文章の統一化を行う。			
表 3－2－2			
(2) 災害対策本部の分掌事務			
下水道局	●経営企画課		1 局内の要員に係る調整に関すること 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 4 局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関すること 5 局に属する職員の招集に関すること 6 局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関すること 7 災害関係の予算及び資金に関すること 8 緊急を要する他の課への応援に関すること 9 下水道事業全般について、他の公共団体等への支援要請に関すること 10 局の庶務に関すること 11 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること
	●河川防災課		1 河川等施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 2 応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること
	管理部	●管理課 ●維持課 ●水資源再生センター	1 気象情報、水防情報等緒情報の収集及び連絡に関すること 2 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 3 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の浸水防止及び排水に関すること 4 所管の樋門の操作に関すること 5 応急復旧用資機材等の現地調達に関すること 6 部に係る災害応急復旧計画の策定に関すること 7 緊急を要する他の課への応援に関すること 8 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）について、民間協力団体等への支援要請に関すること
			1 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 2 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 3 局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関すること 4 緊急を要する他の課への応援に関すること 5 他の公共団体等に対する下水道事業全般の支援要請に関すること 6 <u>下水道施設全般について、民間協力団体への支援要請に関すること</u>
	施設部	●計画調整課	1 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 2 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 3 局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関すること 4 緊急を要する他の課への応援に関すること 5 他の公共団体等に対する下水道事業全般の支援要請に関すること 6 <u>下水道施設全般について、民間協力団体への支援要請に関すること</u>
		●管路課 ●施設課	1 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）及び同施設の建設工事箇所の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 2 区の所管する下水道施設及び同施設の建設工事箇所の被災状況の取りまとめ及び報告に関すること 3 応急復旧用資機材等の現地調達に関すること 4 部に属する災害応急復旧計画の策定に関すること 5 緊急を要する他の課への応援に関すること 6 <u>所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）について、民間協力団体への支援要請に関すること</u>
●会計室		1 災害関係会計事務（義援金品の出納保管を除く）に関すること 2 室の職員の招集に関すること 3 災害対策本部事務局への室内の要員の派遣に関すること	

修 正 前			
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用		頁 98	
第6 災害対策本部 表3－2－2 (2) 災害対策本部の分掌事務			
局等	部課等		分掌事務
教育委員会事務局	総務部	■学事課	1 被災した児童・生徒の調査に関すること
			2 被災した児童・生徒に対する教科書又は就学困難な児童・生徒への学用品費等の給与に関すること
			3 被災した園児・生徒の授業料等の減免・徴収猶予に関すること
			4 臨時休業・授業時間の繰下げ等の措置状況の取りまとめに関すること
			5 二部授業の届出に関すること
			6 学校物品の被災状況の調査に関すること

修 正 後			
修 正 理 由			
○幼児教育の無償化に伴い、広島市立幼稚園の授業料に関する内容を削除するため。			
第6 災害対策本部			
表3－2－2			
(2) 災害対策本部の分掌事務			
局等	部課等		分掌事務
教育委員会事務局	総務部	■学事課	1 被災した児童・生徒の調査に関すること
			2 被災した児童・生徒に対する教科書又は就学困難な児童・生徒への学用品費等の給与に関すること
			3 被災した____生徒の授業料等の減免・徴収猶予に関すること
			4 臨時休業・授業時間の繰下げ等の措置状況の取りまとめに関すること
			5 二部授業の届出に関すること
			6 学校物品の被災状況の調査に関すること

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 103
---	--------------

第7 職員の動員

1 動員の実施

(1) 動員職員の指定

動 員 基 準

動員の時期	部 課 ※1			動員場所	動 員 の 連 絡 者
	防 災 上 主 要 な 部 課 (● 印 の 部 課)	防 災 に 関 係 の あ る 部 課 (■ 印 の 部 課)	そ の 他 の 部 課 (無 印 の 部 課)		
注意体制が 設置された時	危機管理室職員（2名以上） 各区職員（1名以上） その他の局等は必要な職員			原則として勤務場所 (例外) ①災害現地 ②あらかじめ 指定された 場所	原則として各部 課 (自動参集の場 合を除く。)
警戒体制が 設置された時	危機管理室は情報収集にあたる職員体制 区は避難勧告を発令するために必要な職員体制 その他の局等は必要な職員				
災害警戒本部 体制が設置さ れた時	必要な職員	必要な職員			
災害対策本部 体制が設置さ れた時	責任ある職員 及び必要な職員	必要な職員			
	※2	全 員	全 員	全 員	

※1 ●印及び■印は、災害対策本部の分掌事務の表中、所属名の前に付したものをいう。

※2 次の場合は、職員全員を動員する。

ア 市域に係る気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪又は大雪）が発表されたとき。

イ 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。

ウ 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。

エ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。

修正後

修正理由

○全員体制における業務内容及び気象庁震度階級関連解説表に示された被害状況を考慮し、体制の設置基準を見直したため。

第7 職員の動員

1 動員の実施

(1) 動員職員の指定

動員基準

動員の時期	部 課 ※1			動員場所	動員の連絡者
	防災上主要な部課 (● 印 の 部 課)	防災に 関係 の あ る 部 課 (■ 印 の 部 課)	そ の 他 の 部 課 (無 印 の 部 課)		
注意体制が 設置された時	危機管理室職員（2名以上） 各区職員（1名以上） その他の局等は必要な職員			原則として勤務場所 (例外) ①災害現地 ②あらかじめ 指定された 場所	原則として各部 課 (自動参集の場 合を除く。)
警戒体制が 設置された時	危機管理室は情報収集にあたる職員体制 区は避難勧告を発令するために必要な職員体制 その他の局等は必要な職員				
災害警戒本部 体制が設置さ れた時	必要な職員	必要な職員			
災害対策本部 体制が設置さ れた時	責任ある職員 及び必要な職員	必要な職員			
	※2	全 員	全 員	全 員	

※1 ●印及び■印は、災害対策本部の分掌事務の表中、所属名の前に付したものをいう。

※2 次の場合は、職員全員を動員する。

ア

イ

ウ

市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。

広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。

災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。

修 正 前		
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達		頁 108
第1 情報の収集・伝達体制		
1 情報の種類		
区 分		概 要
気 象 情 報 等	警報の危険度分布	<u>広島地方気象台</u> が提供する土砂災害・浸水害・洪水害による 災害発生の <u>危険度情報</u>
2 災害対策本部の運営に使用する通信施設		
(2) ホームページ		
ア ホームページにより，国，県，防災関係機関が発信する情報を収集する。		
(エ) 土砂災害ポータルひろしま URL：http_://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/		

修 正 後		
修 正 理 由 ○災害が発生している情報と感じられるため、文言を修正する。 ○URL を http から https へ修正したため。		
第1 情報の収集・伝達体制		
1 情報の種類		
区 分		概 要
気 象 情 報 等	警報の危険度分布	<u>気象庁</u> が提供する土砂災害・浸水害・洪水害による 災害発生 <u>の危険度の高まりの予想を、地図上で5段階に色分けして示す情報</u>
2 災害対策本部の運営に使用する通信施設		
(2) ホームページ		
ア ホームページにより，国，県，防災関係機関が発信する情報を収集する。		
(エ) 土砂災害ポータルひろしま URL：http_s://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/		

修 正 前													
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 111												
第1 情報の収集・伝達体制 2 災害対策本部の運営に使用する通信施設 (19) その他 <u>イ 非常無線通信の利用</u> 非常時における緊急連絡のため、特別に必要な場合は非常用周波数を有する次の無線局により通信を確保する。 <u>災害時における緊急通信対象機関名</u> <table><tr><th>機 関 名</th><th>設 置 場 所</th></tr><tr><td><u>第六管区海上保安本部</u></td><td><u>広島市南区宇品海岸 3-10-17</u></td></tr><tr><td><u>中国地方整備局</u></td><td><u>広島市中区上八丁堀 6-30</u></td></tr></table> <u>ウ 非常通信協議会の活用</u> (略) <u>エ 災害対策用移動通信機器の借用</u> (略) <u>オ 災害対策用移動電源車の借用</u> (略) <table><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr></table>		機 関 名	設 置 場 所	<u>第六管区海上保安本部</u>	<u>広島市南区宇品海岸 3-10-17</u>	<u>中国地方整備局</u>	<u>広島市中区上八丁堀 6-30</u>	_____	_____	_____	_____	_____	_____
機 関 名	設 置 場 所												
<u>第六管区海上保安本部</u>	<u>広島市南区宇品海岸 3-10-17</u>												
<u>中国地方整備局</u>	<u>広島市中区上八丁堀 6-30</u>												
_____	_____												
_____	_____												
_____	_____												

修 正 後											
修 正 理 由 ○非常用周波数の割り当てを受けている無線局の免許人が、中国管内に存在しないため。 ○中国総合通信局による非常災害時における災害支援機器に、臨時災害放送機器を追加したため。											
第1 情報の収集及び伝達 2 災害対策本部の運営に使用する通信施設 (19) その他 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <table><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr></table> <u>イ 非常通信協議会の活用</u> (略) <u>ウ 災害対策用移動通信機器の借用</u> (略) <u>エ 災害対策用移動電源車の借用</u> (略) <u>オ 臨時災害放送機器の借用</u> <u>災害発生時に、災害状況や避難所情報等を被災地や避難所等住民へ放送する必要性が生じた場合、中国総合通信局から臨時災害放送機器の貸与を受ける。</u> <table><tr><th>種 類</th><th>貸与条件等</th></tr><tr><td><u>臨時災害放送機器</u> <u>(FM送信機)</u></td><td><u>機器貸与：無償</u> <u>運用経費：使用者が負担</u></td></tr></table>		_____	_____	<u>(削除)</u>	_____	_____	_____	種 類	貸与条件等	<u>臨時災害放送機器</u> <u>(FM送信機)</u>	<u>機器貸与：無償</u> <u>運用経費：使用者が負担</u>
_____	_____										
<u>(削除)</u>	_____										
_____	_____										
種 類	貸与条件等										
<u>臨時災害放送機器</u> <u>(FM送信機)</u>	<u>機器貸与：無償</u> <u>運用経費：使用者が負担</u>										

修 正 前											
基本・風水害対策編	頁										
第 3 章 災害応急対策											
第 3 節 情報の収集及び伝達											
	112										
第 1 情報の収集・伝達体制											
3 住民等への防災情報の伝達											
災害時における住民への防災情報の伝達手段は、市防災行政無線及びテレビ・ラジオを通じて行う放送を中心に、これらを補完するものとして、広島市防災情報メール配信システム、緊急速報メール、デジタルサイネージ（電子看板）、ケーブルテレビ、有線放送、市ホームページ、市防災情報共有システム、雨量情報表示盤、広報車等移動体、サイレン等を活用するほか、これらを組み合わせるなどして効果的な伝達を行う。その際、Web カメラによる映像を、テレビやケーブルテレビを通じて伝達することを検討する。また、聴覚障害者（申請により F A X 登録した者）に対しては、必要に応じて F A X により情報提供を行う。 なお、市ホームページ及び市防災情報共有システムにおいては、災害発生時等のアクセス集中による閲覧困難状況を回避するため、<u>アクセス負荷分散サービスを活用する。</u>											
本市から防災情報を提供する放送機関一覧											
<table><tr><td>日本放送協会広島 放送局</td><td>(株)中国放送</td></tr><tr><td>広島テレビ放送(株)</td><td>(株)広島ホームテレビ</td></tr><tr><td>(株)テレビ新広島</td><td>広島エフエム放送(株)</td></tr><tr><td>(株)ちゅぴ COM ひろしま</td><td>(株)ちゅぴ COM ふれあい</td></tr><tr><td>(株)中国コミュニケーションネットワーク</td><td></td></tr></table>		日本放送協会広島 放送局	(株)中国放送	広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ	(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)	(株)ちゅぴ COM ひろしま	(株)ちゅぴ COM ふれあい	(株)中国コミュニケーションネットワーク	
日本放送協会広島 放送局	(株)中国放送										
広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ										
(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)										
(株)ちゅぴ COM ひろしま	(株)ちゅぴ COM ふれあい										
(株)中国コミュニケーションネットワーク											
4 放送機関に対する放送の要請等											
(略)											
協定を締結している放送機関一覧											
<table><tr><td>日本放送協会広島 放送局</td><td>(株)中国放送</td></tr><tr><td>広島テレビ放送(株)</td><td>(株)広島ホームテレビ</td></tr><tr><td>(株)テレビ新広島</td><td>広島エフエム放送(株)</td></tr><tr><td>(株)中国コミュニケーションネットワーク</td><td></td></tr></table>		日本放送協会広島 放送局	(株)中国放送	広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ	(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)	(株)中国コミュニケーションネットワーク			
日本放送協会広島 放送局	(株)中国放送										
広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ										
(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)										
(株)中国コミュニケーションネットワーク											
(略)											
5 (略)											
(資料編)											
3－3－1 災害対策本部体制時の連絡系統及び配置図											
3－3－2 災害時優先電話番号一覧表											
3－3－3 広島市関係通信施設											
3－3－4 広島県総合行政通信網回線系統図											
参考危予－4 広島県警察本部との通信設備の優先利用等に関する協定											
参考危予－8 災害時における放送要請に関する協定											
参考危予－14 災害時における放送要請等に関する協定											
参考危予－19 広島市の防災情報等の提供に関する協定											

修 正 後											
修 正 理 由											
○正式名称変更（2019 年 6 月）のため。											
○令和 2 年 1 月 2 4 日付けで締結した、ヤフー株式会社との災害に係る情報発信等に関する協定により、災害時における本市サーバーへのアクセス集中の負担軽減に係る措置を行うことが可能となったため。											
第 1 情報の収集・伝達体制											
3 住民等への防災情報の伝達											
災害時における住民への防災情報の伝達手段は、市防災行政無線及びテレビ・ラジオを通じて行う放送を中心に、これらを補完するものとして、広島市防災情報メール配信システム、緊急速報メール、デジタルサイネージ（電子看板）、ケーブルテレビ、有線放送、市ホームページ、市防災情報共有システム、雨量情報表示盤、広報車等移動体、サイレン等を活用するほか、これらを組み合わせるなどして効果的な伝達を行う。その際、Web カメラによる映像を、テレビやケーブルテレビを通じて伝達することを検討する。また、聴覚障害者（申請により F A X 登録した者）に対しては、必要に応じて F A X により情報提供を行う。											
なお、市ホームページ及び市防災情報共有システムにおいては、災害発生時等のアクセス集中による閲覧困難状況を回避するため、 <u>ヤフー株式会社によるキャッシュサイト誘導サービスを活用し、本市サーバーへのアクセス集中からの負荷軽減を図る。</u>											
本市から防災情報を提供する放送機関一覧											
<table><tr><td>日本放送協会広島<u>拠点</u>放送局</td><td>(株)中国放送</td></tr><tr><td>広島テレビ放送(株)</td><td>(株)広島ホームテレビ</td></tr><tr><td>(株)テレビ新広島</td><td>広島エフエム放送(株)</td></tr><tr><td>(株)ちゅぴ COM ひろしま</td><td>(株)ちゅぴ COM ふれあい</td></tr><tr><td>(株)中国コミュニケーションネットワーク</td><td></td></tr></table>		日本放送協会広島 <u>拠点</u> 放送局	(株)中国放送	広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ	(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)	(株)ちゅぴ COM ひろしま	(株)ちゅぴ COM ふれあい	(株)中国コミュニケーションネットワーク	
日本放送協会広島 <u>拠点</u> 放送局	(株)中国放送										
広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ										
(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)										
(株)ちゅぴ COM ひろしま	(株)ちゅぴ COM ふれあい										
(株)中国コミュニケーションネットワーク											
4 放送機関に対する放送の要請等											
(略)											
協定を締結している放送機関一覧											
<table><tr><td>日本放送協会広島<u>拠点</u>放送局</td><td>(株)中国放送</td></tr><tr><td>広島テレビ放送(株)</td><td>(株)広島ホームテレビ</td></tr><tr><td>(株)テレビ新広島</td><td>広島エフエム放送(株)</td></tr><tr><td>(株)中国コミュニケーションネットワーク</td><td></td></tr></table>		日本放送協会広島 <u>拠点</u> 放送局	(株)中国放送	広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ	(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)	(株)中国コミュニケーションネットワーク			
日本放送協会広島 <u>拠点</u> 放送局	(株)中国放送										
広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ										
(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)										
(株)中国コミュニケーションネットワーク											
(略)											
5 (略)											
(資料編) 3－3－1 災害対策本部体制時の連絡系統及び配置図											
3－3－2 災害時優先電話番号一覧表											
3－3－3 広島市関係通信施設											
3－3－4 広島県総合行政通信網回線系統図											
参考危予－4 広島県警察本部との通信設備の優先利用等に関する協定											
参考危予－8 災害時における放送要請に関する協定											
参考危予－14 災害時における放送要請等に関する協定											
参考危予－19 広島市の防災情報等の提供に関する協定											
<u>参考危予－23 災害に係る情報発信等に関する協定</u>											

修 正 前	
基本・風水害対策 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 129
第2 気象情報等の収集及び伝達	
図3-3-4 魚切ダムの放流に関する通知の伝達経路	

修 正 後	
修 正 理 由 ○魚切発電所譲渡（E S S）に伴い、変更したため。	
第2 気象情報等の収集及び伝達	
図3-3-4 魚切ダムの放流に関する通知の伝達経路	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策	頁 165
第6 指定緊急避難場所等の開設等 3 指定緊急避難場所等の管理運営《健康福祉局健康福祉・地域共生社会課、道路交通局道路管理課、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》 (3) 区長は、避難所の衛生管理に努めるとともに、避難生活が長期化する場合には、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、プライバシー及び入浴機会の確保並びに要配慮者及び男女のニーズに対応できるよう配慮する。 <u>また</u> 、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のための世帯や要配慮者 <u>に</u> 考慮した居住スペース <u>の設定</u> に努めるとともに、必要に応じて、施設管理者と調整のうえ、家庭動物のためのスペースの確保に努める。 仮設トイレの設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。	

修 正 後	
修 正 理 由 ○性的マイノリティへの配慮が必要であるため、修正する。 (参考：男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 解説・事例集（内閣府男女共同参画局）)	
第6 指定緊急避難場所等の開設等 3 指定緊急避難場所等の管理運営《健康福祉局健康福祉・地域共生社会課、道路交通局道路管理課、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》 (3) 区長は、避難所の衛生管理に努めるとともに、避難生活が長期化する場合には、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、プライバシー及び入浴機会の確保並びに要配慮者及び男女、 <u>性的マイノリティなど</u> のニーズに対応できるよう配慮する。 <u>例えば</u> 、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のための世帯や要配慮者 <u>等</u> に考慮した居住スペース <u>(多目的トイレなど)</u> の設定に努めるとともに、必要に応じて、施設管理者と調整のうえ、家庭動物のためのスペースの確保に努める。 仮設トイレの設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。	

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策	頁 166		
第6 指定緊急避難場所等の開設等 5 男女共同参画の視点_を取り入れた避難所運営のための支援《市民局男女共同参画課、_____ _____ 危機管理室災害予防課》 男女共同参画_____の視点を取り入れた避難所運営を確保するため、避難者等からの相談を受け、必要な指導・支援に努める。 第7 警戒避難体制に基づく避難対応《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課、_____ _____ 各区区政調整課・地域起こし推進課》 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等については、当該区域ごとに定めた警戒避難体制に基づき適切に対応する。			
区 分	警戒避難に関する内容	個別計画	実 施 担 当 (根拠法令等)
浸水想定区域	1 洪水予報の伝達方法 2 指定緊急避難場所 3 その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項	水防計画に定めるところによる。	下水道局河川防災課 危機管理室災害予防課 _____ 関係区 (水防法第15条)
土砂災害警戒区	1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達 2 予報又は警報の発令及び伝達 3 避難 4 救助その他土砂災害を防止するために必要な事項	水防計画に定めるところによる。	下水道局河川防災課 危機管理室災害予防課 _____ 各区 (土砂災害防止法第8条)

修 正 後

修 正 理 由

○性的マイノリティへの配慮が必要であるため、修正する。
(参考：男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 解説・事例集（内閣府男女共同参画局）)
○業務分担の変更に伴い、危機管理室災害対策課を追加する必要があるため。

第 6 指定緊急避難場所等の開設等

5 男女共同参画の視点等を取り入れた避難所運営のための支援《市民局男女共同参画課、人権啓発課、危機管理室災害予防課》
男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた避難所運営を確保するため、避難者等からの相談を受け、必要な指導・支援に努める。

第 7 警戒避難体制に基づく避難対応《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課、危機管理室災害対策課、各区区政調整課・地域起こし推進課》
浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等については、当該区域ごとに定めた警戒避難体制に基づき適切に対応する。

区 分	警戒避難に関する内容	個別計画	実 施 担 当 (根拠法令等)
浸水想定区域	1 洪水予報の伝達方法 2 指定緊急避難場所 3 その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項	水防計画に定めるところによる。	下水道局河川防災課 危機管理室災害予防課 <u>危機管理室災害対策課</u> 関係区 (水防法第 1 5 条)
土砂災害警戒区	1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達 2 予報又は警報の発令及び伝達 3 避難 4 救助その他土砂災害を防止するために必要な事項	水防計画に定めるところによる。	下水道局河川防災課 危機管理室災害予防課 <u>危機管理室災害対策課</u> 各区 (土砂災害防止法第 8 条)

修 正 前

基本・風水害対策編		頁	212
第 3 章 災害応急対策			
第 18 節 輸送対策			

第 2 海上交通応急対策《広島海上保安部》

1 海上交通規制の実施責任者

災害時の船舶交通等の規制は、次により行う。

区 分	実 施 者	範 囲	根 拠 法
広島港	広 島 港 長 (広島海上保安部長)	海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生じるおそれがある場合	港 則 法 (第 37 条)

2 交通規制の措置要領

広島海上保安部は海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 航行警報の周知

(2) 漂流物、沈没物その他の航路障害物の除去等 応急措置 を実施

(3) 異常水路の応急的な検測及び周知

(4) 港内における船舶交通の制限又は禁止

(5) 航路標識の応急復旧 及び 応急標識の設置

3 交通規制時の応急措置

災害のため、港湾施設の被害及び流木等の障害物により港内の交通が規制された場合、広島海上保安部等は、 障害物除去等により、海上交通の確保を図るものとする。

(1) 港湾管理者及び漁港管理者は、所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船・漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に報告するとともに、障害物除去に努めるものとする。

また、港湾施設及び漁港施設の利用者等は、港湾管理者及び漁港管理者の指導の下、自動車、コンテナ、ドラム缶、有害物質等が海域に流出・転落しないよう措置するとともに、災害時には、調査点検の実施及び異常を認めた場合の防災関係機関への通報や回復措置をとるものとする。

(2) 広島海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、 速やかに必要な応急措置を講じるものとする。また、船舶所有者等 に対し、 これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を 取るべきことを命じ、又は勧告 するものとする。

(3) 広島海上保安部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、 必要に応じて検測を行うとともに、 応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。

(4) 広島海上保安部は、航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を 知った とき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、 速やかに六管区地域航行警報を行うとともに、必要に応じて六管区水路通報により周知するものとする。

(5) 広島海上保安部は、大量の油の排出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、 六管区地域航行警報等、安全通報並びに船舶又は航空機による巡回等により速やかに周知するものとする。

修 正 後			
修 正 理 由			
○港則法の改正に伴う修正のため。			
第2 海上交通応急対策《広島海上保安部》			
1 海上交通規制の実施責任者			
災害時の船舶交通等の規制は、次により行う。			
区 分	実 施 者	範 囲	根 拠 法
広島港	広 島 港 長 (広島海上保安部長)	船舶交通の安全のため必要があると認めるときは船舶交通を制限し又は禁止する。	港 則 法 (第 39 条)
2 交通規制の措置要領			
広島海上保安部は海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。			
(1) 緊急情報等による海域利用者への周知			
(2) 漂流物、沈没物その他の航路障害物の除去等			
(3) 異常水路の応急的な検測及び周知			
(4) 港内における船舶交通の制限又は禁止			
(5) 航路標識の応急復旧			
3 交通規制時の応急措置			
災害のため、港湾施設の被害及び流木等の障害物により港内の交通が規制された場合、広島海上保安部等は、			
(1) 港湾管理者及び漁港管理者は、所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船・漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に報告するとともに、障害物除去に努めるものとする。			
(2) 広島海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、			
(3) 広島海上保安部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、			
(4) 広島海上保安部は、航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を			
(5) 広島海上保安部は、大量の油の排出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、			

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第20節 住宅等応急対策	頁 217
災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者等を対象に、応急仮設住宅等を建設・供与する。住家が半壊<u>若しくは半焼し</u>、自己の資力により応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊<u>若しくは半焼</u>した者を対象に、住宅の応急修理を行い、被災者の居住の安定を図る。 第1～第3 （略） 第4 住宅の応急修理 災害救助法が適用され、市長が県知事から委任された場合等において、住家の応急修理を行う。 1 対象となる者 住宅の応急修理の対象となる者は、災害のため住家が<u>半焼若しくは半壊し</u>、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。	

修 正 後
修 正 理 由 ○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の改正に基づき、広島県の「災害救助法施行細則」が改正され、住宅の応急修理の適用範囲等が変更されたことから、広島県の「災害救助法施行細則」に合わせて変更する。
災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者等を対象に、応急仮設住宅等を建設・供与する。住家が半壊、半焼<u>若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け</u>、自己の資力では応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者を対象に、住宅の応急修理を行い、被災者の居住の安定を図る。 第1～第3 （略） 第4 住宅の応急修理 災害救助法が適用され、市長が県知事から委任された場合等において、住家の応急修理を行う。 1 対象となる者 住宅の応急修理の対象となる者は、災害のため住家が<u>半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け</u>、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

修 正 前											
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第22節 文教対策	頁 222										
第2 学校教育における応急対策 2 生徒等の措置と応急教育の実施 (1) 生徒等の措置 _____ _____ _____ _____ <table><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr></table> _____ _____ _____ _____ _____ _____ 3～6 （略） 7 授業料等の減免《教育委員会事務局学事課》 <u>市立幼稚園及び</u> 市立高等学校の <u>園児</u> ・生徒が被害を受けた場合は、必要に応じ、授業料等の減免措置を講じる。		_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____										
_____	_____										
_____	_____										
_____	_____										
_____	_____										

修 正 後									
修 正 理 由 ○風水害対策に係る臨時休校（園）等の措置について記載するため。									
第2 学校教育における応急対策 2 生徒等の措置と応急教育の実施 (1) 生徒等の措置 <u>ウ 風水害による災害の発生が予想される場合</u> <u>(7) 台風接近時の臨時休校（園）について</u> <u>台風の最接近が予測される日の午前6時の時点で「暴風警報」、「大雨警報」及び「洪水警報」のいずれか一つ以上の警報が発表されている場合は、下記の対応とする。</u> <table><tr><th>校種</th><th>対応等</th></tr><tr><td><u>幼稚園</u> <u>小学校</u> <u>特別支援学校</u></td><td><u>午前6時の時点で「警報」が発表されている場合は「自宅待機」、午前7時の時点で「警報」が解除されていない場合は「臨時休校（園）」とする。</u></td></tr><tr><td><u>中学校</u> <u>高等学校（全日制）</u> <u>中等教育学校</u></td><td><u>午前6時の時点で「警報」が発表されている場合は「自宅待機」、午前10時までに「警報」が解除されていない場合は「臨時休校」とする。</u></td></tr><tr><td><u>高等学校（定時制・通信制）</u></td><td><u>各学校の取り決めによる。</u></td></tr></table> <u>(i) 台風接近を伴わない場合の臨時休校（園）及び生徒等の下校について</u> <u>地域により影響度が異なるため、各学校（園）で措置内容を判断する。その際、警報発表等の気象情報や、学区内の急傾斜地、増水河川等の危険箇所の状況等を勘案し、あらかじめ「自宅待機」、「臨時休校（園）」、「始業時間の繰下げ」、「授業打ち切り」又は「下校を見合わせる」場合の原則を定めておく。</u> <u>なお、特別警報が発表された際は、前記「イ 震度5弱以上の地震発生の場合」の措置を講じる。</u> 3～6 （略） 7 授業料等の減免《教育委員会事務局学事課》 <u>市立高等学校の</u> 生徒が被害を受けた場合は、必要に応じ、授業料等の減免措置を講じる。		校種	対応等	<u>幼稚園</u> <u>小学校</u> <u>特別支援学校</u>	<u>午前6時の時点で「警報」が発表されている場合は「自宅待機」、午前7時の時点で「警報」が解除されていない場合は「臨時休校（園）」とする。</u>	<u>中学校</u> <u>高等学校（全日制）</u> <u>中等教育学校</u>	<u>午前6時の時点で「警報」が発表されている場合は「自宅待機」、午前10時までに「警報」が解除されていない場合は「臨時休校」とする。</u>	<u>高等学校（定時制・通信制）</u>	<u>各学校の取り決めによる。</u>
校種	対応等								
<u>幼稚園</u> <u>小学校</u> <u>特別支援学校</u>	<u>午前6時の時点で「警報」が発表されている場合は「自宅待機」、午前7時の時点で「警報」が解除されていない場合は「臨時休校（園）」とする。</u>								
<u>中学校</u> <u>高等学校（全日制）</u> <u>中等教育学校</u>	<u>午前6時の時点で「警報」が発表されている場合は「自宅待機」、午前10時までに「警報」が解除されていない場合は「臨時休校」とする。</u>								
<u>高等学校（定時制・通信制）</u>	<u>各学校の取り決めによる。</u>								

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第24節 災害時における要配慮者等への避難支援等	頁 228
1 要配慮者の安否確認と要望の把握 (5) 広島市災害多言語支援センター 災害対策本部体制時に 広島市災害多言語支援センターを設置し、 以下の業務を行う。 ア 外国人（外国人市民、短期滞在の外国人旅行者等）の安否・所在情報の収集を行う。 イ 日本語に不慣れな外国人等に対して正しい情報を提供するための多言語発信を行う。 ウ 外国人被災者やその関係者の相談・問い合わせに対する対応を行う。	

修 正 後
修 正 理 由 ○数値の時点修正のため。 ○災害時の外国人等支援体制整備要領の改正に伴う修正のため。
1 要配慮者の安否確認と要望の把握 (5) 広島市災害多言語支援センター 災害対策本部が設置されたとき、広島市災害多言語支援センターを設置する。多言語により災害に係る包括的な情報提供を行うことにより、被災した外国人等を支援するため、以下の業務を行う。 ア 外国人等が必要とする情報を正確に提供するための情報の整理、翻訳、多言語発信 イ 外国人等被災者やその関係者等の相談・問合せへの対応 ウ 外国人等の避難状況の把握等

修 正 前				
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第26節 応援要請及び協力要請			頁	234
第1 公共的団体等への協力要請 4 具体的な協力内容を協定している団体等 (2) 民間団体				
所管局・課		協力内容	団 体 名	資料番号
危機管理室	災害予防課	災害時における放送要請	日本放送協会広島放送局、(株)中国放送、広島テレビ放送(株)、(株)広島ホームテレビ、(株)テレビ新広島、広島エフエム放送(株)	資料編参考 危予ー9

修 正 後				
修 正 理 由 ○正式名称変更（2019年6月）のため。				
第1 公共的団体等への協力要請 4 具体的な協力内容を協定している団体等 (2) 民間団体				
所管局・課		協力内容	団 体 名	資料番号
危機管理室	災害予防課	災害時における放送要請	日本放送協会広島 拠点 放送局、(株)中国放送、広島テレビ放送(株)、(株)広島ホームテレビ、(株)テレビ新広島、広島エフエム放送(株)	資料編参考 危予ー9

修 正 前				
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第26節 応援要請及び協力要請			頁	235
第1 公共的団体等への協力要請 4 具体的な協力内容を協定している団体等 (2) 民間団体				
所管局・課		協力内容	団 体 名	資料番号
(略)				
危機 管理 室	災害予防課	無人航空機による災害応急対策活動 (撮影・画像解析等)	ルーチェサーチ(株)	資料編参考 危予-21
		防災情報の提供や防災に関する訓練 等	日本郵便(株)中国支社	資料編参考 危予-22

修 正 後				
修 正 理 由 ○旧危予-22 にあっては、包括協定締結により失効するため。 ○新危予-22、23 にあっては、令和元年度末をもって、新たに協定締結を行ったため。				
第1 公共的団体等への協力要請 4 具体的な協力内容を協定している団体等 (2) 民間団体				
所管局・課		協力内容	団 体 名	資料番号
(略)				
危機 管理 室	災害予防課	無人航空機による災害応急対策活動 (撮影・画像解析等)	ルーチェサーチ(株)	資料編参考 危予-21
		大規模災害時の専門家派遣による被災 者支援に関する協定	広島県災害復興支援士業 連絡会	資料編参考 危予-22
		災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	資料編参考 危予-23

修 正 前				
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第26節 応援要請及び協力要請				頁 238
第1 公共的団体等への協力要請				
4 具体的な協力内容を協定している団体等				
(2) 民間団体				
道 路 交 通 局	道路管理課	災害応急対策の実施に必要な資機材等の緊急輸送	(公社)広島県トラック協会	資料編参考道管-1
		災害応急対策の実施に必要な被災者等の緊急輸送	(公社)広島県バス協会	資料編参考道管-2
	道路計画課	包括的相互協力等	西日本高速道路(株)	資料編参考路計-1
	道路課	災害時の公共土木施設等の応急対策等	広島安全施設業協同組合	資料編参考路路-1
下 水 道 局	計画調整課	災害時における復旧支援	(地共) 日本下水道事業団、 (一社) 日本下水道施設業協会、 (一社) 日本下水道施設管理業協会、 (公社) 日本下水道管路管理業協会	資料編参考設計-1
水 道 局	企画総務課	応急給水、応急復旧等	(公社) 日本水道協会中国四国地方支部	資料編参考水企-2
		応急給水、応急復旧等	日本水道協会広島県支部	資料編参考水企-3
	維持課	災害時における応急措置	広島市指定上下水道工事業協同組合	資料編参考水維-2
消 防 局	総務課	高速道路における消防・救急業務	西日本高速道路(株)中国支社	資料編広島市消防計画(7)
	警防課	災害時における災害救助犬の出動	(特非) 日本レスキュー協会	資料編参考消警-1
	予防課	ガス漏れ及びガス爆発事故の防止	広島ガス(株)	資料編広島市消防計画(6)

修 正 後				
修 正 理 由				
○令和元年11月に全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部と新たに災害時支援協定を締結したことから具体的な協力内容を協定している団体等を修正する。				
第1 公共的団体等への協力要請				
4 具体的な協力内容を協定している団体等				
(2) 民間団体				
道 路 交 通 局	道路管理課	災害応急対策の実施に必要な資機材等の緊急輸送	(公社)広島県トラック協会	資料編参考道管-1
		災害応急対策の実施に必要な被災者等の緊急輸送	(公社)広島県バス協会	資料編参考道管-2
	道路計画課	包括的相互協力等	西日本高速道路(株)	資料編参考路計-1
	道路課	災害時の公共土木施設等の応急対策等	広島安全施設業協同組合	資料編参考路路-1
下 水 道 局	計画調整課	災害時における復旧支援	(地共) 日本下水道事業団、 (一社) 日本下水道施設業協会、 (一社) 日本下水道施設管理業協会、 (公社) 日本下水道管路管理業協会、 <u>(公社) 全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部</u>	資料編参考設計-1
水 道 局	企画総務課	応急給水、応急復旧等	(公社) 日本水道協会中国四国地方支部	資料編参考水企-2
		応急給水、応急復旧等	日本水道協会広島県支部	資料編参考水企-3
	維持課	災害時における応急措置	広島市指定上下水道工事業協同組合	資料編参考水維-2
消 防 局	総務課	高速道路における消防・救急業務	西日本高速道路(株)中国支社	資料編広島市消防計画(7)
	警防課	災害時における災害救助犬の出動	(特非) 日本レスキュー協会	資料編参考消警-1
	予防課	ガス漏れ及びガス爆発事故の防止	広島ガス(株)	資料編広島市消防計画(6)

修 正 前				
基本・風水害対策編 第4章 災害復旧・復興 第4節 生活援護計画			頁 254	
第2 被災者に対する支援 (略)				
局等	番号	支援策の名称	分類	担当課・係
教育委員会	62	就学援助費学用品費等の再支給	②	学事課学事係
	63	市立 <u>幼稚園</u> ・高等学校授業料減免	②	

修 正 後				
修 正 理 由 ○幼児教育の無償化に伴い、広島市立幼稚園の授業料に関する内容を削除する。				
第2 被災者に対する支援 (略)				
局等	番号	支援策の名称	分類	担当課・係
教育委員会	62	就学援助費学用品費等の再支給	②	学事課学事係
	63	市立_____高等学校授業料減免	②	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第1節 電力施設（中国電力株式会社広島営業所・広島電力所・広島北電力所・西部水力センター）	頁 272
8 災害広報・広聴計画 (1) 広報活動 ア フリーダイヤル _____ による停電情報のお知らせ（停電状況、復旧状況等）	

修 正 後
修 正 理 由 ○2019 年 2 月 20 日から停電情報アプリを運用開始したため。
8 災害広報・広聴計画 (1) 広報活動 ア フリーダイヤル、 <u>停電情報アプリ</u> による停電情報のお知らせ（停電状況、復旧状況等）

修 正 前		
基本・風水害対策編		頁
第 5 章 公益事業等防災計画		
第 1 節 電力施設（中国電力株式会社広島営業所・広島電力所・広島北電力所・西部水力センター）		
		274
別表 2 防災体制の発令および解除の考え方ならびに発令手順		
1. 防災体制発令の考え方		
いずれかに該当する場合は、発令するものとする。		
区分		発令の考え方
警戒体制	準 備 総 本 部	○ 担当区域に大規模な被害が予測される場合 ○ 担当区域の現業機関に広範囲に警戒体制が発令された場合、または 担当区域の現業機関に非常体制が発令された場合
	事 業 所 準備本部 (支社を除く。)	○ 担当区域に大規模な被害が予測される場合 ○ 担当区域に被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合

修 正 後		
修 正 理 由		
○防災体制発令基準の見直しを行ったため。		
別表 2 防災体制の発令および解除の考え方ならびに発令手順		
1. 防災体制発令の考え方		
いずれかに該当する場合は、発令するものとする。		
区分		発令の考え方
警戒体制	準 備 総 本 部	○ 担当区域に <u>一定の</u> 被害が予測される場合 ○ 担当区域の現業機関に広範囲に警戒体制が発令された場合、または担当区域の現業機関に非常体制が発令された場合
	事 業 所 準備本部 (支社を除く。)	○ 担当区域に <u>一定の</u> 被害が予測される場合 ○ 担当区域に被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合

総本部における各体制の組織編成および本部長・副本部長・総合復旧班長・被災従業員支援班長の役割

凡例： ——— 常設
 ····· 危機管理面による設置
 ---- 必要に応じて設置

	警 戒 体 制 〔災害対策準備総本部〕	非 常 体 制 〔災害対策総本部〕	特 別 非 常 体 制 〔特別災害対策総本部〕
組 織 編 成	準備総本部長 地域共創本部部長 （地域総括） ・準備総本部の統括 副準備総本部長※1 ・準備総本部長の補佐 情報班 班長：送配電カンパニーマネージャー （系統運営グループ） 報道班 班長：地域共創本部マネージャー （報道グループ） 広報班 班長：送配電カンパニーマネージャー （サービス総括グループ） 復旧班（送配電カンパニーのみ）※3 班長：送配電カンパニーマネージャー （配電計画グループ） 支援班 班長：地域共創本部マネージャー （総括・防災グループ） 危機管理責任者※2 コンプライアンス推進部門長 ・準備総本部との情報共有 ※1 準備総本部長が必要により指名する。 ※2 危機管理責任者は、防災体制下には属さない。 ※3 送配電カンパニー以外の総本部を構成する事業本部・部門も必要により復旧班を設置することがある。この場合の班の構成等は、非常体制に準ずる。	総本部長 地域共創本部部長 ・総本部の統括 ・総合復旧班長の指名※4 副総本部長 送配電カンパニー長 ・総本部長の補佐 情報班 班長：送配電カンパニー部長 （系統運用） 報道班 班長：地域共創本部部長 （広報） 広報班 班長：送配電カンパニー部長 （ネットワークサービス） 復旧班 班長：設備主管部長 管財部門部長 （建築） 支援班 班長：地域共創本部部長 （地域総括） 危機管理責任者※5 コンプライアンス推進部門長 ・総本部との情報共有 ※4 災害の規模に応じて、総合復旧班長を指名する。 総合復旧班長を設置したときの組織編成は、特別非常体制に準ずる。 ※5 危機管理責任者は、防災体制下には属さない。	総本部長 社長 ・総本部の統括 ・被災従業員支援班の設置 副総本部長 送配電カンパニー長 地域共創本部部長 ・総本部長の補佐 情報班 班長：送配電カンパニー部長 （系統運用） 報道班 班長：地域共創本部部長 （広報） 広報班 班長：送配電カンパニー部長 （ネットワークサービス） 復旧班 班長：設備主管部長 管財部門部長 （建築） 支援班 班長：地域共創本部部長 （地域総括） ※8 被災従業員支援班 ・被災従業員 ・家族の支援 班 長：人材活性化部門長 副班長：人材活性化部門部長 （労務） 危機管理責任者※6 コンプライアンス推進部門長 ・総本部との情報共有 総合復旧班長※7 <u>送配電カンパニー</u> <u>副カンパニー長</u> ・復旧班相互の調整 ・総合的な復旧目標の調整 ※6 危機管理責任者は、防災体制下には属さない。 ※7 総合復旧班長は、必要により事務局員を指名する。 ※8 被災従業員支援班は、従業員の被災状況に応じて設置する。

修 正 前	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第1節 電力施設（中国電力株式会社広島営業所・広島電力所・広島北電力所・西部水力センター）	頁 279
【経路図下余白の注意書き（別表 7-1～7-3 のいずれも）】 （注） 1.（略） 2. 総本部を構成する事業本部・部門から防災体制が発令されていない事業所へ情報連絡を行う場合の連絡窓口は，原則として次による。 支社…総務グループ _____，火力発電所（大崎・岩国 _____を除く。） …技術管理課，原子力発電所…発電部，水力センター…水力総括課，総括営業所…配電総括課（当直者），統括電力所…企画課（制御所），大崎発電所・岩国発電所・ _____・工事機関ほか…事務課またはこれに準ずる箇所	

修 正 後
修 正 理 由 ○組織体制の見直しを行ったため。
【経路図下余白の注意書き（別表 7-1～3 のいずれも）】 （注） 1.（略） 2. 総本部を構成する事業本部・部門から防災体制が発令されていない事業所へ情報連絡を行う場合の連絡窓口は，原則として次による。 支社…総務グループ <u>（島根は総務・資材グループ）</u> ，火力発電所（大崎・岩国 <u>・下松</u> を除く。） …技術管理課，原子力発電所…発電部，水力センター…水力総括課，総括営業所…配電総括課（当直者），統括電力所…企画課（制御所），大崎発電所・岩国発電所 <u>・下松発電所</u> ・工事機関ほか…事務課またはこれに準ずる箇所

修 正 前	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設	頁 302
第3 広島高速交通株式会社 3 防災体制 (3) 災害（事故）発生時の措置 カ 保守担当課長（施設課長及び車両課長） 災害（事故）が発生し、又は災害発生の通報若しくは点検の要請を受けたときは、各施設の点検を行い、その状況を報告するとともに、応急措置を行う等適宜の処置をとる。	

修 正 後	
修 正 理 由 ○組織の改正のため。	
第3 広島高速交通株式会社 3 防災体制 (3) 災害（事故）発生時の措置 カ 保守担当課長（電気課長、工務課長及び車両課長） 災害（事故）が発生し、又は災害発生の通報若しくは点検の要請を受けたときは、各施設の点検を行い、その状況を報告するとともに、応急措置を行う等適宜の処置をとる。	

修 正 前																				
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設		頁 305																		
第3 広島高速交通株式会社 別表1 災害対策本部の組織及び任務 (1) 組織																				
本部長 (代表取締役社長) ※不在時は常務取締役 副本部長 (本部長の指定する部長) (総務部長) 総務班 事業推進班 (運輸部長) 運輸班 管理駅班 (技術部長) 施設班 車両班 (注) 各班の班長は、課長とする。																				
(2) 任務																				
<table><tr><th colspan="2">班</th><th>任務</th></tr><tr><td rowspan="2">総務部</td><td>総務班</td><td>1 各班の連絡調整 2 情報収集と発表 3 死傷者の救護関係全般 4 代替輸送手配 5 災害対策上の必要品手配 6 関係機関連絡 7 その他総務、営業関係全般</td></tr><tr><td>事業推進班</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">運輸部</td><td>運輸班</td><td>1 運転計画及び運転整理 2 死傷者の救護、避難誘導 3 旅客等への情報伝達 4 乗客の輸送対応 5 駅設備保全 6 乗務員運用計画 7 情報収集、関係機関連絡 8 その他運転、管理駅関係全般</td></tr><tr><td>管理駅班</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">技術部</td><td>施設班</td><td>1 情報収集 2 線路、建造物の保全点検 3 電力、信号及び通信設備の保全点検 4 車両保全及び車両運用計画 5 試運転及び徐行関係 6 その他電気、工務、車両関係全般</td></tr><tr><td>車両班</td><td></td></tr></table>			班		任務	総務部	総務班	1 各班の連絡調整 2 情報収集と発表 3 死傷者の救護関係全般 4 代替輸送手配 5 災害対策上の必要品手配 6 関係機関連絡 7 その他総務、営業関係全般	事業推進班		運輸部	運輸班	1 運転計画及び運転整理 2 死傷者の救護、避難誘導 3 旅客等への情報伝達 4 乗客の輸送対応 5 駅設備保全 6 乗務員運用計画 7 情報収集、関係機関連絡 8 その他運転、管理駅関係全般	管理駅班		技術部	施設班	1 情報収集 2 線路、建造物の保全点検 3 電力、信号及び通信設備の保全点検 4 車両保全及び車両運用計画 5 試運転及び徐行関係 6 その他電気、工務、車両関係全般	車両班	
班		任務																		
総務部	総務班	1 各班の連絡調整 2 情報収集と発表 3 死傷者の救護関係全般 4 代替輸送手配 5 災害対策上の必要品手配 6 関係機関連絡 7 その他総務、営業関係全般																		
	事業推進班																			
運輸部	運輸班	1 運転計画及び運転整理 2 死傷者の救護、避難誘導 3 旅客等への情報伝達 4 乗客の輸送対応 5 駅設備保全 6 乗務員運用計画 7 情報収集、関係機関連絡 8 その他運転、管理駅関係全般																		
	管理駅班																			
技術部	施設班	1 情報収集 2 線路、建造物の保全点検 3 電力、信号及び通信設備の保全点検 4 車両保全及び車両運用計画 5 試運転及び徐行関係 6 その他電気、工務、車両関係全般																		
	車両班																			

修 正 後																												
修 正 理 由 ○組織の改正による修正																												
第3 広島高速交通株式会社 別表1 災害対策本部の組織及び任務 (1) 組織																												
本部長 (代表取締役社長) ※不在時は常務取締役 副本部長 (本部長の指定する部長) (総務部) 総務班 運輸班 乗務班 営業班 管理駅班 (技術部) 電気班 工務班 車両班 (注) 各班の班長は、課長とする。																												
(2) 任務																												
<table><tr><th colspan="2">班</th><th>任務</th></tr><tr><td rowspan="2">総務部</td><td>総務班</td><td>1 各班の連絡調整 2 情報収集と発表 3 死傷者の救護関係全般 (削除) 4 災害対策上の必要品手配 5 関係機関連絡 6 その他総務、営業関係全般</td></tr><tr><td>(削除)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">運輸部</td><td>運輸班</td><td>1 運転計画及び運転整理 2 死傷者の救護、避難誘導 3 旅客等への情報伝達 4 乗客の輸送対応 5 駅設備保全 6 乗務員運用計画 7 情報収集、関係機関連絡 8 代替輸送手配 9 その他運転、営業、駅務関係全般</td></tr><tr><td>乗務班</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">運輸部</td><td>営業班</td><td></td></tr><tr><td>管理駅班</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">技術部</td><td>電気班</td><td>1 情報収集 2 線路、建造物の保全点検 3 電力、信号及び通信設備の保全点検 4 車両保全及び車両運用計画 5 試運転及び徐行関係 6 その他電気、工務、車両関係全般</td></tr><tr><td>工務班</td><td></td></tr><tr><td>技術部</td><td>車両班</td><td></td></tr></table>			班		任務	総務部	総務班	1 各班の連絡調整 2 情報収集と発表 3 死傷者の救護関係全般 (削除) 4 災害対策上の必要品手配 5 関係機関連絡 6 その他総務、営業関係全般	(削除)		運輸部	運輸班	1 運転計画及び運転整理 2 死傷者の救護、避難誘導 3 旅客等への情報伝達 4 乗客の輸送対応 5 駅設備保全 6 乗務員運用計画 7 情報収集、関係機関連絡 8 代替輸送手配 9 その他運転、営業、駅務関係全般	乗務班		運輸部	営業班		管理駅班		技術部	電気班	1 情報収集 2 線路、建造物の保全点検 3 電力、信号及び通信設備の保全点検 4 車両保全及び車両運用計画 5 試運転及び徐行関係 6 その他電気、工務、車両関係全般	工務班		技術部	車両班	
班		任務																										
総務部	総務班	1 各班の連絡調整 2 情報収集と発表 3 死傷者の救護関係全般 (削除) 4 災害対策上の必要品手配 5 関係機関連絡 6 その他総務、営業関係全般																										
	(削除)																											
運輸部	運輸班	1 運転計画及び運転整理 2 死傷者の救護、避難誘導 3 旅客等への情報伝達 4 乗客の輸送対応 5 駅設備保全 6 乗務員運用計画 7 情報収集、関係機関連絡 8 代替輸送手配 9 その他運転、営業、駅務関係全般																										
	乗務班																											
運輸部	営業班																											
	管理駅班																											
技術部	電気班	1 情報収集 2 線路、建造物の保全点検 3 電力、信号及び通信設備の保全点検 4 車両保全及び車両運用計画 5 試運転及び徐行関係 6 その他電気、工務、車両関係全般																										
	工務班																											
技術部	車両班																											

修 正 前																																													
基本・風水害対策編 第 5 章 公益事業等防災計画 第 4 節 交通輸送施設	頁 310																																												
第 5 広島電鉄株式会社 1 施設の概況 (1) 電車事業本部 ア 営業課運転係の名称・所在地 イ 車庫の名称、所在地及び保有台数 (平成 30 年 9 月 30 日現在) <table><tr><th>車 庫 名</th><th>所 在 地</th><th>車両・編成数</th></tr><tr><td>千 田 車 庫</td><td>広島市中区東千田町二丁目 9-29</td><td>37両＋16 編成</td></tr><tr><td>江 波 車 庫</td><td>広島市中区江波西一丁目 24-59</td><td>38両＋2 編成</td></tr><tr><td>荒 手 車 庫</td><td>広島市西区草津南三丁目 6-3</td><td>42 編成</td></tr></table> (2) バス事業本部 ○ 営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表 (平成 30 年 9 月 30 日現在) <table><tr><th>名 称</th><th>所 在 地</th><th>車両台数</th><th>電 話</th></tr><tr><td>曙 営 業 課</td><td>広島市東区曙一丁目 7-1</td><td>50 (1)</td><td>262-1982</td></tr><tr><td>仁 保 営 業 課</td><td>広島市南区仁保沖町 1-92</td><td>54 (1)</td><td>242-3575</td></tr><tr><td>江 波 営 業 課</td><td>広島市中区江波西一丁目 24-59</td><td>57 (1)</td><td>232-6455</td></tr><tr><td>広 島 南 営 業 課</td><td>広島市中区西白島町 24-9</td><td>88 (2)</td><td>221-4385</td></tr><tr><td>西 風 新 都 営 業 課</td><td>広島市佐伯区石内北五丁目 2-13</td><td>56 (1)</td><td>941-5565</td></tr><tr><td>広 島 北 営 業 課</td><td>広島市西区小河南町二丁目 18-1</td><td>57 (1)</td><td>231-5171</td></tr><tr><td>安 佐 出 張 所</td><td>広島市安佐北区安佐町飯室 1576</td><td>16 (0)</td><td>835-1860</td></tr></table> () 内は、貸切で内数である。		車 庫 名	所 在 地	車両・編成数	千 田 車 庫	広島市中区東千田町二丁目 9-29	37両＋16 編成	江 波 車 庫	広島市中区江波西一丁目 24-59	38両＋2 編成	荒 手 車 庫	広島市西区草津南三丁目 6-3	42 編成	名 称	所 在 地	車両台数	電 話	曙 営 業 課	広島市東区曙一丁目 7-1	50 (1)	262-1982	仁 保 営 業 課	広島市南区仁保沖町 1-92	54 (1)	242-3575	江 波 営 業 課	広島市中区江波西一丁目 24-59	57 (1)	232-6455	広 島 南 営 業 課	広島市中区西白島町 24-9	88 (2)	221-4385	西 風 新 都 営 業 課	広島市佐伯区石内北五丁目 2-13	56 (1)	941-5565	広 島 北 営 業 課	広島市西区小河南町二丁目 18-1	57 (1)	231-5171	安 佐 出 張 所	広島市安佐北区安佐町飯室 1576	16 (0)	835-1860
車 庫 名	所 在 地	車両・編成数																																											
千 田 車 庫	広島市中区東千田町二丁目 9-29	37両＋16 編成																																											
江 波 車 庫	広島市中区江波西一丁目 24-59	38両＋2 編成																																											
荒 手 車 庫	広島市西区草津南三丁目 6-3	42 編成																																											
名 称	所 在 地	車両台数	電 話																																										
曙 営 業 課	広島市東区曙一丁目 7-1	50 (1)	262-1982																																										
仁 保 営 業 課	広島市南区仁保沖町 1-92	54 (1)	242-3575																																										
江 波 営 業 課	広島市中区江波西一丁目 24-59	57 (1)	232-6455																																										
広 島 南 営 業 課	広島市中区西白島町 24-9	88 (2)	221-4385																																										
西 風 新 都 営 業 課	広島市佐伯区石内北五丁目 2-13	56 (1)	941-5565																																										
広 島 北 営 業 課	広島市西区小河南町二丁目 18-1	57 (1)	231-5171																																										
安 佐 出 張 所	広島市安佐北区安佐町飯室 1576	16 (0)	835-1860																																										

修 正 後

修 正 理 由

○車両数の変更のため。

第 5 広島電鉄株式会社

1 施設の概況

(1) 電車事業本部

ア 営業課運転係の名称・所在地

イ 車庫の名称、所在地及び保有台数

(令和元年 9 月 30 日現在)

車 庫 名	所 在 地	車両・編成数
千 田 車 庫	広島市中区東千田町二丁目 9-29	45両＋18編成
江 波 車 庫	広島市中区江波西一丁目 24-59	29両＋2編成
荒 手 車 庫	広島市西区草津南三丁目 6-3	41編成

(2) バス事業本部

○ 営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表

(令和元年 9 月 30 日現在)

名 称	所 在 地	車両台数	電 話
曙 営 業 課	広島市東区曙一丁目 7-1	49 (1)	262-1982
仁 保 営 業 課	広島市南区仁保沖町 1-92	53 (1)	569-5050
江 波 営 業 課	広島市中区江波西一丁目 24-59	57 (1)	232-6455
広 島 南 営 業 課	広島市中区西白島町 24-9	83 (2)	221-4385
西 風 新 都 営 業 課	広島市佐伯区石内北五丁目 2-13	56 (1)	941-5565
広 島 北 営 業 課	広島市西区小河南町二丁目 18-1	60 (1)	231-5171
安 佐 出 張 所	広島市安佐北区安佐町飯室 1576	16 (0)	835-1860

() 内は、貸切で内数である。

修 正 前				
基本・風水害対策編 第 5 章 公益事業等防災計画 第 4 節 交通輸送施設	頁 321			
第 8 瀬戸内海汽船株式会社 別表 瀬戸内海汽船・運航船舶の状況				
種 別	総トン数	隻 数	最大とう載旅客数	通常航路
<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
フェリー	6 9 9 トン	<u>2</u>	<u>3 0 0</u> 人（3 時間未満）	広島～松山
高速船	1 9 9 トン	2	各 1 5 3 人（6 時間未満）	広島～松山
旅客船	6 0 2 トン	1	4 0 0 人（1.5 時間未満）	クルーズ

修 正 後

修 正 理 由

○フェリー 1 隻の代替建造による要目変更のため。

第 8 瀬戸内海汽船株式会社

別表

瀬戸内海汽船・運航船舶の状況

種 別	総トン数	隻 数	最大とう載旅客数	通常航路
<u>フェリー</u>	<u>9 0 2 トン</u>	<u>1</u>	<u>3 0 0 人（3 時間未満）</u>	<u>広島～松山</u>
フェリー	6 9 9 トン	<u>1</u>	<u>3 2 4</u> 人（3 時間未満）	広島～松山
高速船	1 9 0 トン	2	各 1 5 3 人（6 時間未満）	広島～松山
旅客船	6 0 2 トン	1	4 0 0 人（1.5 時間未満）	クルーズ

修 正 前	
基本・風水害対策編 第 5 章 公益事業等防災計画 第 4 節 交通輸送施設	頁 329
第 9 広島ヘリポート管理事務所 別紙 3 広島ヘリポート緊急対策本部及び同現地本部について 3 連絡系統 県警察本部 <u>警備課</u>	

修 正 後
修 正 理 由 ○県警察本部に統一するため。
第 9 広島ヘリポート管理事務所 別紙 3 広島ヘリポート緊急対策本部及び同現地本部について 3 連絡系統 県警察本部 <u>(削除)</u>

修 正 前	
基本・風水害対策編 第 5 章 公益事業等防災計画 第 5 節 放送機関	頁 330
第 1 日本放送協会広島____放送局 1 (略) 2 災害対策本部の設置 発災時において、広島____放送局内に「災害対策本部」を設置し、災害応急対策に万全を期する。	

修 正 後
修 正 理 由 ○正式名称変更（2019 年 6 月）のため。
第 1 日本放送協会広島 拠点 放送局 1 (略) 2 災害対策本部の設置 発災時において、広島 拠点 放送局内に「災害対策本部」を設置し、災害応急対策に万全を期する。

修 正 前			
水防計画 別表第5 市有水防倉庫一覧表《消防局警防課》		頁	
		472	
(平成30年10月1日現在)			
名 称	位 置	管理区分	附図番号
大手水防倉庫	中区大手町五丁目19番7号	中消防署長	1
吉島水防倉庫	中区吉島西三丁目2番3号	〃	2
白島水防倉庫	中区白島九軒町12番20号	〃	3
江波水防倉庫	中区舟入南六丁目2番1号	〃	4
光水防倉庫	東区光町二丁目12番6号	東消防署長	5
戸坂水防倉庫	東区戸坂出江二丁目10番26号	〃	6
温品水防倉庫	東区温品七丁目16番4号	〃	7
福田水防倉庫	東区福田七丁目2番10号	〃	8
段原水防倉庫	南区の場町二丁目5番14号	南消防署長	9
日宇那水防倉庫	南区日宇那町11番22号	〃	10
東本浦水防倉庫	南区東本浦町23番6号	〃	11
水上水防倉庫	南区宇品海岸二丁目23番39号	〃	12
宇品水防倉庫	南区宇品東二丁目1番46号	〃	36
似島水防倉庫	南区似島町字家下752番地74	〃	13
都水防倉庫	西区都町43番10号	西消防署長	14
三篠水防倉庫	西区三篠町三丁目16番23号	〃	37
己斐水防倉庫	西区己斐中三丁目14番2号	〃	15
庚午水防倉庫	西区庚午中四丁目21番19号	〃	38
井口水防倉庫	西区商工センター四丁目1番1号	〃	16
佐東水防倉庫	安佐南区緑井一丁目10番3号	安佐南消防署長	17
上安水防倉庫	安佐南区上安五丁目8番14号	〃	18
祇園水防倉庫	安佐南区祇園二丁目48番11号	〃	19
山本水防倉庫	安佐南区山本四丁目9番9号	〃	20
沼田水防倉庫	安佐南区伴東四丁目18番6号	〃	21
東原水防倉庫	安佐南区東原一丁目5番11号	〃	34
中島水防倉庫	安佐北区可部南四丁目26番13号	安佐北消防署長	22
可部水防倉庫	安佐北区可部七丁目7番16号	〃	23
姫瀬水防倉庫	安佐北区可部町大字勝木字前原530番地5	〃	24
安佐水防倉庫	安佐北区安佐町大字飯室3052番地1	〃	25
高陽水防倉庫	安佐北区真亀一丁目3番6号	〃	26
白木水防倉庫	安佐北区白木町大字市川字天心1533番地5	〃	27
中野水防倉庫	安芸区中野三丁目21番1号	安芸消防署長	28
阿戸水防倉庫	安芸区阿戸町字宮之郷2898番地13	〃	29
矢野水防倉庫	安芸区矢野東五丁目7番18号	〃	30
船越水防倉庫	安芸区船越南三丁目6番12号	〃	31
五日市水防倉庫	佐伯区五日市中央七丁目25番18号	佐伯消防署長	32
八幡水防倉庫	佐伯区利松一丁目5番24号	〃	39
海老園水防倉庫	佐伯区海老園一丁目2番54号	〃	33
湯来水防倉庫	佐伯区湯来町大字和田224番地	〃	35
_____	_____	—	—

修 正 後			
修 正 理 由			
○佐伯消防署石内出張所が新築されることに伴い、石内水防倉庫を一覧表に追加するため。			
(令和2年2月1日現在)			
名 称	位 置	管理区分	附図番号
大手水防倉庫	中区大手町五丁目19番7号	中消防署長	1
吉島水防倉庫	中区吉島西三丁目2番3号	〃	2
白島水防倉庫	中区白島九軒町12番20号	〃	3
江波水防倉庫	中区舟入南六丁目2番1号	〃	4
光水防倉庫	東区光町二丁目12番6号	東消防署長	5
戸坂水防倉庫	東区戸坂出江二丁目10番26号	〃	6
温品水防倉庫	東区温品七丁目16番4号	〃	7
福田水防倉庫	東区福田七丁目2番10号	〃	8
段原水防倉庫	南区の場町二丁目5番14号	南消防署長	9
日宇那水防倉庫	南区日宇那町11番22号	〃	10
東本浦水防倉庫	南区東本浦町23番6号	〃	11
水上水防倉庫	南区宇品海岸二丁目23番39号	〃	12
宇品水防倉庫	南区宇品東二丁目1番46号	〃	36
似島水防倉庫	南区似島町字家下752番地74	〃	13
都水防倉庫	西区都町43番10号	西消防署長	14
三篠水防倉庫	西区三篠町三丁目16番23号	〃	37
己斐水防倉庫	西区己斐中三丁目14番2号	〃	15
庚午水防倉庫	西区庚午中四丁目21番19号	〃	38
井口水防倉庫	西区商工センター四丁目1番1号	〃	16
佐東水防倉庫	安佐南区緑井一丁目10番3号	安佐南消防署長	17
上安水防倉庫	安佐南区上安五丁目8番14号	〃	18
祇園水防倉庫	安佐南区祇園二丁目48番11号	〃	19
山本水防倉庫	安佐南区山本四丁目9番9号	〃	20
沼田水防倉庫	安佐南区伴東四丁目18番6号	〃	21
東原水防倉庫	安佐南区東原一丁目5番11号	〃	34
中島水防倉庫	安佐北区可部南四丁目26番13号	安佐北消防署長	22
可部水防倉庫	安佐北区可部七丁目7番16号	〃	23
姫瀬水防倉庫	安佐北区可部町大字勝木字前原530番地5	〃	24
安佐水防倉庫	安佐北区安佐町大字飯室3052番地1	〃	25
高陽水防倉庫	安佐北区真亀一丁目3番6号	〃	26
白木水防倉庫	安佐北区白木町大字市川字天心1533番地5	〃	27
中野水防倉庫	安芸区中野三丁目21番1号	安芸消防署長	28
阿戸水防倉庫	安芸区阿戸町字宮之郷2898番地13	〃	29
矢野水防倉庫	安芸区矢野東五丁目7番18号	〃	30
船越水防倉庫	安芸区船越南三丁目6番12号	〃	31
五日市水防倉庫	佐伯区五日市中央七丁目25番18号	佐伯消防署長	32
八幡水防倉庫	佐伯区利松一丁目5番24号	〃	39
海老園水防倉庫	佐伯区海老園一丁目2番54号	〃	33
湯来水防倉庫	佐伯区湯来町大字和田224番地	〃	35
石内水防倉庫	佐伯区石内北五丁目5番1号	〃	40

修 正 前		
水防計画 別表第6 水防倉庫の備蓄基準《消防局警防課》		頁 473
1 基準倉庫1棟当りの備蓄基準		
区 分	品 名	基準数
資 材	袋物 (PP 土俵)	1,500枚
	縄類	15巻
	丸太又は鉄杭 (1.2m)	150本
	丸太又は鉄杭 (2.0m)	50本
	普通ビニールシート (3.6m×5.4m)	15枚
	大型ビニールシート (10m×10m)	5枚
	鉄線 ロープ (10m)	15kg 5本
機 材	シャベル	20丁
	かけや又は金大ハンマー	5丁
	たこ	2丁
	おの	2丁
	のこぎり	2丁
	ペンチ	2丁
	かま	5丁
	手かぎ	4丁
	つるはし	4丁
	長とび	2丁
	からくわ	2丁
	かなづち	2丁
	手押一輪車	3台
	救命胴衣	5着
	サンドレッド	各水防倉庫 1個
2 水防倉庫別基準		
行政区	水防倉庫名	基準数
中 区	大手・吉島	2倍
	白島	基準
	江波	基準
東 区	光	2倍
	戸坂	基準
	温品 福田	基準 基準
南 区	段原	2倍
	日宇那	基準
	東本浦	基準
西 区	水上	基準
	宇品	基準
	似島	2倍
安佐南区	都	2倍
	三篠	基準
	己斐	基準
安佐北区	庚午	基準
	井口	基準
安芸区	佐東	3倍
	上安	基準
	祇園・山本	基準
佐伯区	沼田	2倍
	東原	基準
	中島・姫瀬	2倍
合 計	可部	基準
	安佐	3倍
	高陽	2倍
安 芸 区	白木	2倍
	中野	2倍
	阿戸	基準
佐 伯 区	矢野	基準
	船越	2倍
	五日市	2倍
合 計	八幡	基準
	海老園	基準
	湯来	2倍
3.6倉庫		1.5倍

修 正 後		
修 正 理 由 ○佐伯消防署石内出張所が新築されることに伴い、石内を水防倉庫別基準に追加するため。		
1 基準倉庫1棟当りの備蓄基準		
区 分	品 名	基準数
資 材	袋物 (PP 土俵)	1,500枚
	縄類	15巻
	丸太又は鉄杭 (1.2m)	150本
	丸太又は鉄杭 (2.0m)	50本
	普通ビニールシート (3.6m×5.4m)	15枚
	大型ビニールシート (10m×10m)	5枚
	鉄線 ロープ (10m)	15kg 5本
機 材	シャベル	20丁
	かけや又は金大ハンマー	5丁
	たこ	2丁
	おの	2丁
	のこぎり	2丁
	ペンチ	2丁
	かま	5丁
	手かぎ	4丁
	つるはし	4丁
	長とび	2丁
	からくわ	2丁
	かなづち	2丁
	手押一輪車	3台
	救命胴衣	5着
	サンドレッド	各水防倉庫 1個
2 水防倉庫別基準		
行政区	水防倉庫名	基準数
中 区	大手・吉島	2倍
	白島	基準
	江波	基準
東 区	光	2倍
	戸坂	基準
	温品 福田	基準 基準
南 区	段原	2倍
	日宇那	基準
	東本浦	基準
西 区	水上	基準
	宇品	基準
	似島	2倍
安佐南区	都	2倍
	三篠	基準
	己斐	基準
安佐北区	庚午	基準
	井口	基準
安芸区	佐東	3倍
	上安	基準
	祇園・山本	基準
佐伯区	沼田	2倍
	東原	基準
	中島・姫瀬	2倍
合 計	可部	基準
	安佐	3倍
	高陽	2倍
安 芸 区	白木	2倍
	中野	2倍
	阿戸	基準
佐 伯 区	矢野	基準
	船越	2倍
	五日市	2倍
合 計	八幡	基準
	海老園	基準
	湯来 石内	2倍 基準
3.7倉庫		1.5倍

別表第7 国及び県の所有する備蓄資機材

1 国土交通省太田川河川事務所所有備蓄水防資機材配置表 《太田川河川事務所》

平成31年4月1日現在

管 理 者	保 管 場 所	材 料 名						吸 着 コ ツ ト		
		土 の う	鉄 線 kg	丸 太 等	鉄 パ イ プ 等	掛 矢 等	ロ 口 シ 水 防 ツ ト			
己斐出張所長	己斐出張所倉庫	袋 9,090 kg 耐摩性 大型土嚢 259 袋詰玉石 袋2kg用 100	10 kg 10 kg 12 kg	木杭 45mm角 1.5m 95本 100mm角 1.0m 8本 40mm角 1.2m 50本	鉄杭 φ22mm 1.2m 14本 φ22mm 9本 被覆杭 φ22mm 1.5m 31本	掛矢 大ハングラー (3.5kg) 1 丁 9m/㎡ 1巻(100m) トラロープ 12m/㎡ 2巻(200m) テニウ 4巻(800m)	(3.6×5.4m) 6 ト 枚 防 ツ ト 枚	エイルゴエミ 20m/袋 4袋 15m/袋 3袋 φ150×2m (4本入) 6箱 φ110×2m (6本入) 2箱	のれん式(万国旗型) 50cm×50cm (100枚入) 2箱 20cm×25cm (50枚入) 1箱 のれん式(万国旗型) 6.5m/連×10連 3箱 5.0m/連×10連 1箱 (6.5m×4本、13m×2本) 15箱	
	吉島倉庫	3,200						50cm×50cm (100枚入) 1箱 のれん式 5.0m/連×10連 1箱	のれん式 5.0m/連×10連 1箱	
	草津倉庫								のれん式 5.0m/連×10連 1箱	
大芝出張所長	大芝出張所倉庫	10,200 1t土嚢 140 200kg 耐摩性 大型土嚢 (3年) 100	10 kg 400kg 10 kg 8 kg 200kg	丸太 φ15cm 3.0m 2本 2.0m 186本 1.5m 22本 φ10cm 4.0m 381本 1.5m 70本 木杭 45mm角 0.6m 50本 1.2m 10本 1.5m 0本	鉄パイプ φ4.2cm 1.2m 14本 φ2cm 1.2m 690本 φ2cm 1.5m 200本 鉄杭 φ19mm 1.5m 90本	掛矢 7 200m/㎡ 4束 (3.6×2.4m) 100 10m/㎡ 12束 トラロープ 100m巻 3束	12個 (3.6×2.4m) 100 φ110×2m (6本入) 8箱 φ250×20cm 4個	65cm×65cm (100枚入) 2箱 50cm×47cm (50枚入) 8箱 50cm×50cm (50枚入) 5箱 50cm×50cm (50枚入) 6箱 (100枚入) 8箱 20cm×25cm (80枚入) 2箱 38cm×55cm (50枚入) 1.5箱 のれん式(万国旗型) 5.0m/連×10連 7箱 6.5m/連×10連 2箱 のれん式(テント型) 50cm×50cm 8箱	のれん式(万国旗型) 5.0m/連×10連 7箱 6.5m/連×10連 2箱 のれん式(テント型) 50cm×50cm 8箱	
管理第二課 第3倉庫	高瀬分室倉庫	400					テニウ 2巻(100m)	20m/袋 13袋	50cm×50cm(100枚入) 1箱 65cm×65cm(100枚入) 12箱 万国旗型 (6.5m×4本、13m×2本/箱) 9箱	50cm×50cm(100枚入) 1箱 65cm×65cm(100枚入) 12箱 万国旗型 (6.5m×4本、13m×2本/箱) 9箱
	可部出張所倉庫	1,800 1t土嚢 200 1t土嚢 240 LV配電 耐摩性 大型土嚢 100 袋詰玉石 袋2kg用 200	8 kg 100kg 8 kg 50kg 100kg	木杭 45mm角 0.9m 13本 1.0m 70本 1.5m 15本 鉄杭 φ19mm 1.5m 100本	掛矢 大ハングラー (3.5kg) 2 5m/㎡ (200m) 2巻 玉掛けパイ プ 12.5m用 2 遺重 2	6 20m/㎡ 8巻 (200m) 2巻 (100m) 2巻 2 5m/㎡ (200m) 5巻	3.6m×5.4m 99 10 20m/袋 11袋	65cm×65cm (100枚入) 12箱 65cm×65cm (100枚入) 1箱 50cm×50cm (100枚入) 2箱 50cm×50cm (150枚入) 3箱 6.7cm×35cm×1.5m 72枚 20cm×25cm (80枚入) 3箱 楕田型ネット入り 25cm×50cm (100枚入) 3箱 のれん式(万国旗型) 6.5m×4本、13m×2本/箱 5箱 50cm×50cm 9箱 11cmφ×2m/1本 24m	65cm×65cm (100枚入) 8箱 50cm×50cm (100枚入) 2箱 50cm×47cm (50枚入) 3箱 50cm×47cm 47枚 長尺物 50cm×23m(50枚/1連) 2箱 のれん式 6.5m/連×10連 1箱 5.0m/連×10連 8箱 φ9cm×2m/1本 (12本入) 3箱	
加計出張所長	巴町倉庫	7,400 1t土嚢 101	8 kg 50kg	丸太 φ10cm 1.0m 50本 木杭 45mm角 0.9m 15本	鉄パイプ φ2cm 1.2m 375本 鉄杭 φ16mm 1.5m 45本	掛矢 1 30m(3分) 3巻	14 20	20m/袋 6袋	65cm×65cm (100枚入) 8箱 50cm×50cm (100枚入) 2箱 50cm×47cm (50枚入) 3箱 50cm×47cm 47枚 長尺物 50cm×23m(50枚/1連) 2箱 のれん式 6.5m/連×10連 1箱 5.0m/連×10連 8箱 φ110×2m/1本 (6本入) 1箱	65cm×65cm (100枚入) 8箱 50cm×50cm (100枚入) 2箱 50cm×47cm (50枚入) 3箱 50cm×47cm 47枚 長尺物 50cm×23m(50枚/1連) 2箱 のれん式 6.5m/連×10連 1箱 5.0m/連×10連 8箱 φ110×2m/1本 (6本入) 1箱
	香草倉庫	1,400 耐摩性 1t土嚢 60	8 kg 50kg	木杭 30mm角 0.5m 7本	鉄パイプ φ2cm 1.2m 36本	掛矢 4 大ハングラー (3.5kg) 3		20m/袋 13袋	20cm×25cm (80枚入) 2箱 50cm×47cm 34枚 のれん式 6.5m/連×10連 1箱 φ110×2m/1本 (6本入) 1箱	20cm×25cm (80枚入) 2箱 50cm×47cm (50枚入) 3箱 50cm×47cm 47枚 長尺物 50cm×23m(50枚/1連) 2箱 のれん式 6.5m/連×10連 1箱 5.0m/連×10連 8箱 φ110×2m/1本 (6本入) 1箱
	小瀬川出張所倉庫	13,880 1t土嚢 127 8 kg 100kg	10 kg 200kg	丸太 φ8cm 2.0m 7本 φ10cm 1.5m 8本 木杭 40mm角 1.2m 10本 45mm角 1.0m 37本 50mm角 1.5m 54本 55mm角 1.5m 31本	鉄パイプ φ2.2cm 1.8m 99本 鉄杭 φ19mm 1.5m 38本	掛矢 4 2巻(300m) 1巻(100m) 12m/㎡ 4巻(400m)	7ルシート 107枚 防炎シート 6枚	20m/袋 13袋	65cm×65cm (100枚入) 1箱 30cm×30cm (50枚入) 17箱 のれん式 6.5m/連×10連 8箱	65cm×65cm (100枚入) 1箱 30cm×30cm (50枚入) 17箱 のれん式 6.5m/連×10連 8箱

修 正 前	
震災対策編 第 2 章 震災予防計画 第 6 節 ライフライン施設等の整備	頁 46
第 2 下水道施設の整備 4 応援体制 下水道に関する他都市等との応援体制について、21 大都市災害時相互応援に関する協定に基づく「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」及び中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定に基づく「中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」の中で定めている。 また、日本下水道事業団他 <u>3</u> 団体と災害時の応援体制について、「災害時における復旧支援協力に関する協定」を締結している。 下水道施設が大規模に被災した場合は、他都市及び民間協力団体等へ、役務の提供、緊急用資機材の調達その他必要な支援を要請する。	

修 正 後	
修 正 理 由 ○令和元年 1 1 月に全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部と新たに災害時支援協定を締結したことから 4 応援体制を修正する。	
第 2 下水道施設の整備 4 応援体制 下水道に関する他都市等との応援体制について、21 大都市災害時相互応援に関する協定に基づく「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」及び中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定に基づく「中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」の中で定めている。 また、日本下水道事業団他 <u>4</u> 団体と災害時の応援体制について、「災害時における復旧支援協力に関する協定」を締結している。 下水道施設が大規模に被災した場合は、他都市及び民間協力団体等へ、役務の提供、緊急用資機材の調達その他必要な支援を要請する。	

修 正 前	
震災対策編 第 2 章 震災予防計画 第 13 節 避難体制の整備	頁 66
第 5 避難路の整備 2 避難路の整備 (2) 広域避難路 広域避難路については、延焼拡大時に指定緊急避難場所（大火）へ安全に避難できるよう都市計画道路の整備及び既存道路拡幅等の道路改良事業により、次の路線を整備する。また、防火地域・準防火地域の指定により、沿道の建築物の耐震不燃化を促進する。 ●（都）宇品観音線 ●（都）霞庚午線 ●（都）駅前大州線 ●（都）青崎池尻線 ●（都）観音井口線 ●（都）西原山本線 ●（都）高陽可部線 ●（都）畑口寺田線 ●（県道）中山尾長線 ●（都）矢賀大州線 ●（都）青崎中店線 ●（都）横川八木線 ●（都）東野北下安線 ●（都）矢野坂線 ●（都）寿老地中地線 ●（都）松川宇品線 ●（都）東雲大州線 ●（都）青崎草津線 ●南 3 区 129 号線 ●（都）長束八木線 ●（都）可部大毛寺線 ●（都）吉見倉重線 ●（都）川の内線 [参考]整備済み路線 ●（都）駅前観音線 ●国道 2 号 ●（都）常盤橋大芝線 ●（都）基町佐東線 ●南 4 区 659 号線 ●西 2 区 28 号線 ●（都）中央線 ●（都）鷹野橋宇品線 ●（都）中広宇品線 ●安芸 4 区 103 号線 ●（都）天満矢賀線 ●（都）翠町東雲線 ●（都）御幸橋三篠線 ●（都）駅前吉島線 ●（都）中島吉島線 ●西 2 区 9 号線 ●（都）未新開佐方線 ●（都）横川江波線 ●（都）中広線 ●（都）吉島観音線 ●（都）比治山庚午線 ●（都）常盤橋若草線 ●（都）三篠橋大芝線 ●（都）比治山蟹屋線 ●中 3 区 74 号線 ●（都）紙屋町御幸橋線 ●（都）旭町広島港線 ●（都）宇品海岸線 ●（都）段原蟹屋線	

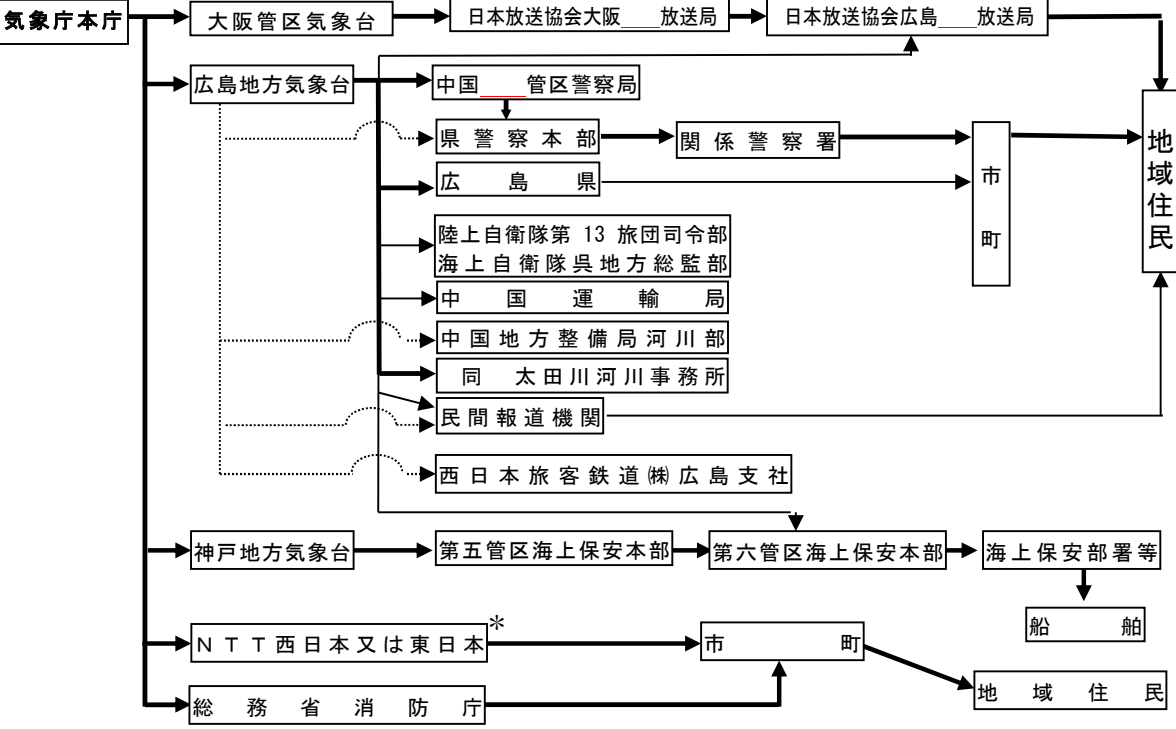
修 正 後
修 正 理 由 ○平成 3 1 年度末に比治山東雲線を供用開始したため。
第 5 避難路の整備 2 避難路の整備 (2) 広域避難路 広域避難路については、延焼拡大時に指定緊急避難場所（大火）へ安全に避難できるよう都市計画道路の整備及び既存道路拡幅等の道路改良事業により、次の路線を整備する。また、防火地域・準防火地域の指定により、沿道の建築物の耐震不燃化を促進する。 ●（都）宇品観音線 ●（都）霞庚午線 ●（都）駅前大州線 ●（都）青崎池尻線 ●（都）観音井口線 ●（都）西原山本線 ●（都）高陽可部線 ●（都）畑口寺田線 ●（県道）中山尾長線 ●（都）矢賀大州線 ●（都）青崎中店線 ●（都）横川八木線 ●（都）東野北下安線 ●（都）矢野坂線 ●（都）寿老地中地線 ●（都）松川宇品線 ●（都）東雲大州線 ●（都）青崎草津線 ●南 3 区 129 号線 ●（都）長束八木線 ●（都）可部大毛寺線 ●（都）吉見倉重線 ●（都）川の内線 [参考]整備済み路線 ●（都）駅前観音線 ●国道 2 号 ●（都）常盤橋大芝線 ●（都）基町佐東線 ●南 4 区 659 号線 ●西 2 区 28 号線 ●（都）中央線 ●（都）鷹野橋宇品線 ●（都）中広宇品線 ●安芸 4 区 103 号線 ●（都）天満矢賀線 ●（都）翠町東雲線 ●（都）御幸橋三篠線 ●（都）駅前吉島線 ●（都）中島吉島線 ●西 2 区 9 号線 ●（都）未新開佐方線 ●（都）横川江波線 ●（都）中広線 ●（都）吉島観音線 ●（都）比治山庚午線 ●（都）常盤橋若草線 ●（都）三篠橋大芝線 ●（都）比治山蟹屋線 ●中 3 区 74 号線 ●（都）紙屋町御幸橋線 ●（都）旭町広島港線 ●（都）宇品海岸線 ●（都）段原蟹屋線 ●（都）比治山東雲線

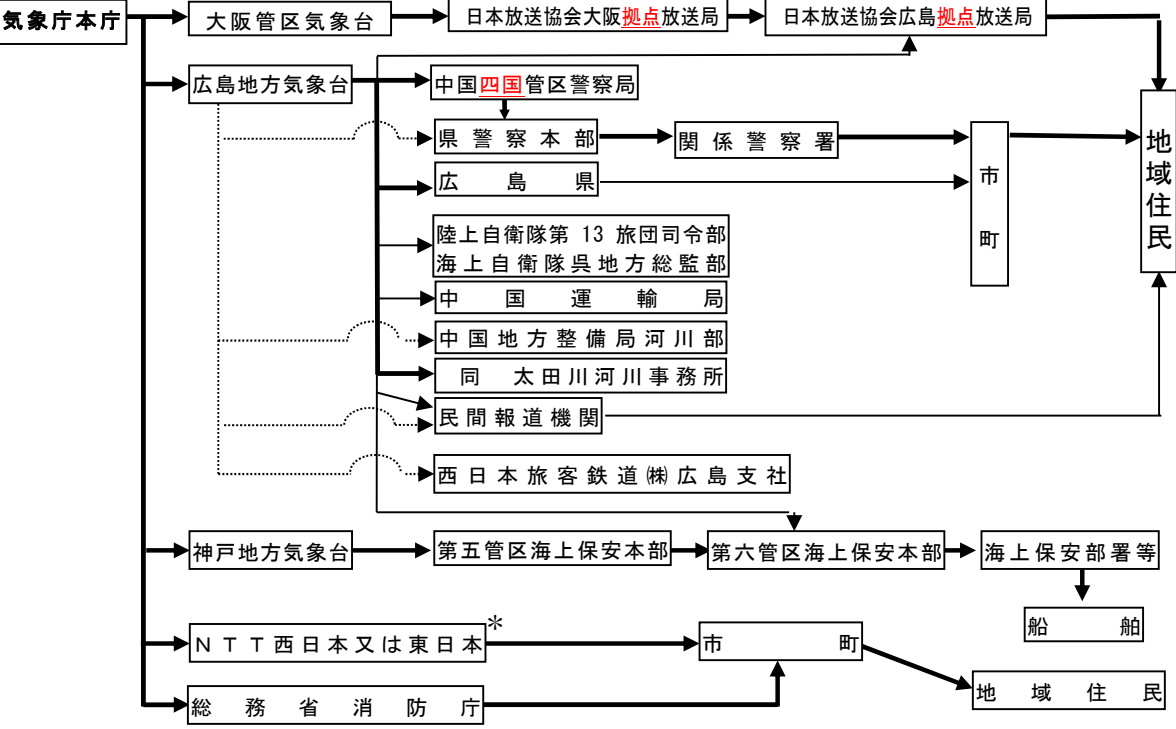
修 正 前	
震災対策編 第 3 章 震災応急対策 第 2 節 災害応急組織の編成・運用	頁 96
第 5 災害対策本部 4 平常業務の取扱い (1) 職員全員を動員する以下の場合、原則として必要最小限度の市民サービス業務を除き、災害が鎮静するまで平常業務を停止する。ただし、災害の状況により各局等又は区本部の長が可能と認める場合は、この限りではない。 ア 市域で震度 5 強以上の地震を観測したとき。	

修 正 後
修 正 理 由 ○全員体制における業務内容及び気象庁震度階級関連解説表に示された被害状況を考慮し、体制の設置基準を見直したため。
第 5 災害対策本部 4 平常業務の取扱い (1) 職員全員を動員する以下の場合、原則として必要最小限度の市民サービス業務を除き、災害が鎮静するまで平常業務を停止する。ただし、災害の状況により各局等又は区本部の長が可能と認める場合は、この限りではない。 ア 市域で震度 6 弱以上の地震を観測したとき。

修 正 前		
震災対策編 第3章 震災応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用		頁 104
表3－2－2 (2) 災害対策本部の分掌事務		
局等	部課等	分掌事務
都市整備局		
	西風新都整備部	1 計画区域内の土木施設等の関連公共施設の被害状況の把握にすること。
	(略)	(略)

修 正 後		
修 正 理 由 ○組織改正に伴う、分掌事務等の修正のため。		
表3－2－2 (2) 災害対策本部の分掌事務		
局等	部課等	分掌事務
都市整備局	西広島駅北口地区区画整理事務所	<u>1 所管市有地の防護にすること。</u> <u>2 他課の応援にすること。</u>
	西風新都整備部	1 計画区域内の土木施設等の関連公共施設の被害状況の把握にすること。
	(略)	(略)

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 126
第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達 4 津波警報等の伝達経路 (1) 津波警報等の伝達経路 	

修 正 後	
修 正 理 由 ○中国管区警察局が四国管区警察局と統合したため。 ○正式名称変更（2019年6月）のため。	
第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達 4 津波警報等の伝達経路 (1) 津波警報等の伝達経路 	

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 126
第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達 4 津波警報等の伝達経路 (2) 地震・津波に関する情報の伝達経路	
<pre>graph LR A[広島地方気象台] --> B[広島県] A --> C[陸上自衛隊第13旅団司令部] A --> D[海上自衛隊呉地方総監部] A -.-> E[中国〃管区警察局] A --> F[日本放送協会広島〃放送局] A --> G[中国運輸局] A -.-> H[中国地方整備局河川部] A --> I[同太田川河川事務所] A --> J[第六管区海上保安本部] A -.-> K[西日本旅客鉄道㈱広島支社] A --> L[民間報道機関] B --> M[市町] C --> M D --> M E --> N[県警察本部] N --> O[関係警察署] F --> P[地域住民] G --> P H --> P I --> P J --> Q[関係海上保安部(署)] Q --> P K --> P L --> P M --> P O --> P Q --> P</pre>	
(注) (1)/(2)共通	
・ 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は防災情報提供システム専用線、点線は専用線以外の副次的な伝達経路である。(副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。) ・ 太線は、「気象業務法に規定される伝達経路」である。 ・ *印は、津波警報（同解除を含む）のみオンラインによる伝達である。 ・ 日本放送協会広島〃放送局は津波警報が発表された時に、「緊急警報信号」を発信する。 ・ 民間報道機関は、(株)中国放送、広島テレビ(株)、(株)広島ホームテレビ、(株)テレビ新広島、広島FM放送(株)、中国新聞(株)である。 ・ 「NTT西日本又は東日本」とは、西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株)を意味する。	

修 正 後	
修正理由 ○中国管区警察局が四国管区警察局と統合したため。 ○正式名称変更（2019年6月）のため。	
第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達 4 津波警報等の伝達経路 (2) 地震・津波に関する情報の伝達経路	
<pre>graph LR A[広島地方気象台] --> B[広島県] A --> C[陸上自衛隊第13旅団司令部] A --> D[海上自衛隊呉地方総監部] A -.-> E[中国四国管区警察局] A --> F[日本放送協会広島拠点放送局] A --> G[中国運輸局] A -.-> H[中国地方整備局河川部] A --> I[同太田川河川事務所] A --> J[第六管区海上保安本部] A -.-> K[西日本旅客鉄道㈱広島支社] A --> L[民間報道機関] B --> M[市町] C --> M D --> M E --> N[県警察本部] N --> O[関係警察署] F --> P[地域住民] G --> P H --> P I --> P J --> Q[関係海上保安部(署)] Q --> P K --> P L --> P M --> P O --> P Q --> P</pre>	
(注) (1)/(2)共通	
・ 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は防災情報提供システム専用線、点線は専用線以外の副次的な伝達経路である。(副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。) ・ 太線は、「気象業務法に規定される伝達経路」である。 ・ *印は、津波警報（同解除を含む）のみオンラインによる伝達である。 ・ 日本放送協会広島拠点放送局は津波警報が発表された時に、「緊急警報信号」を発信する。 ・ 民間報道機関は、(株)中国放送、広島テレビ(株)、(株)広島ホームテレビ、(株)テレビ新広島、広島FM放送(株)、中国新聞(株)である。 ・ 「NTT西日本又は東日本」とは、西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株)を意味する。	

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 130
第4 災害情報の収集、伝達及び報告 1 防災関係機関等との情報連絡 津波警報等、地震・津波情報体系	
【情報供給側】 気象庁本庁 ①津波警報等 広島地方気象台 ①地震・津波情報 ②注意報・警報・予報等 総務省庁 消防庁 県災害対策本部 ①県内各市町の震度情報 中国地方整備局河川部 同 太田川河川事務所 中国運輸局 広島県警察 中国 管区警察局 第六管区海上保安本部 市災害対策本部 危機管理室 (電話・FAX・Eメール等) 各局等 消防署 区災害対策本部 西日本電信電話(株)広島支店 西日本旅客鉄道(株)広島支社 日本放送協会広島 放送局 (株) 中国放送 広島テレビ放送(株) 広島ホームテレビ(株) テレビ新広島(株) 広島エフエム放送(株) 市 民 (衛星FAX) (NTTFAX) (屋内・屋外受信機) (テレビ・ラジオ) 凡 例 →県総合行政通信網（衛星回線） →市防災行政無線 →その他の通信手段	

修 正 後	
修 正 理 由 ○中国管区警察局が四国管区警察局と統合したため。 ○正式名称変更（2019年6月）のため。	
第4 災害情報の収集、伝達及び報告 1 防災関係機関等との情報連絡 津波警報等、地震・津波情報体系	
【情報供給側】 気象庁本庁 ①津波警報等 広島地方気象台 ①地震・津波情報 ②注意報・警報・予報等 総務省庁 消防庁 県災害対策本部 ①県内各市町の震度情報 中国地方整備局河川部 同 太田川河川事務所 中国運輸局 広島県警察 中国 四国管区警察局 第六管区海上保安本部 市災害対策本部 危機管理室 (電話・FAX・Eメール等) 各局等 消防署 区災害対策本部 西日本電信電話(株)広島支店 西日本旅客鉄道(株)広島支社 日本放送協会広島 拠点放送局 (株) 中国放送 広島テレビ放送(株) 広島ホームテレビ(株) テレビ新広島(株) 広島エフエム放送(株) 市 民 (衛星FAX) (NTTFAX) (屋内・屋外受信機) (テレビ・ラジオ) 凡 例 →県総合行政通信網（衛星回線） →市防災行政無線 →その他の通信手段	

修 正 前

震災対策編 第 3 章 震災応急対策 第 5 節 避難対策	頁 160
-------------------------------------	--------------

第 3 避難準備・高齢者等避難開始
(略)

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難準備・高齢者等避難開始	災害が発生するおそれがあり、避難の準備を促すとき。 また、要配慮者に対して、避難行動の開始を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合は、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線（津波の場合は沿岸部に 対して） (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム （聴覚障害者への F A X 含む。） （デジタルサイネージ含む。） (エ) 市ホームページ （ケーブルテレビ連携含む。） (オ) S N S（ツイッター、フェイスブック） (カ) 県防災情報システムへの入力を通じた Lアラート ※その他、河川の放流警報設備など、災害状 況に応じて活用する。

第 4 避難勧告・避難指示（緊急）等
2 避難勧告、避難指示（緊急）等の発令
(1) (略)
(2) 避難勧告、避難指示（緊急）等の区分

区分	実施の時期	伝 達 内 容	伝 達 方 法
避難勧告	災害の発生するおそれがあり、避難を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム （聴覚障害者への F A X 含む。） （デジタルサイネージ含む。）
避難指示（緊急）	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。	※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(エ) 市ホームページ（ケーブルテレビ連携含む。） (オ) S N S（ツイッター、フェイスブック） (カ) 県防災情報システムへの入力を通じた Lアラート
屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。		(キ) 緊急速報メール（エリアメール含む。） (ク) サイレン ※その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※(ク)の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。

修 正 後

修 正 理 由

○広島市避難誘導アプリの運用を令和 2 年 4 月から開始するため。

第 3 避難準備・高齢者等避難開始

(略)

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難準備・高齢者等避難開始	災害が発生するおそれがあり、避難の準備を促すとき。 また、要配慮者に対して、避難行動の開始を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合は、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線（津波の場合は沿岸部に対して） (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム（聴覚障害者への F A X 含む。） (デジタルサイネージ含む。） (エ) 市ホームページ（ケーブルテレビ連携含む。） (オ) S N S（ツイッター、フェイスブック） (カ) 県防災情報システムへの入力を通じた Lアラート <u>(キ) 市避難誘導アプリ</u> ※その他、河川の放流警報設備など、災害状況に応じて活用する。

第 4 避難勧告・避難指示（緊急）等

2 避難勧告、避難指示（緊急）等の発令

(1) (略)

(2) 避難勧告、避難指示（緊急）等の区分

区分	実施の時期	伝 達 内 容	伝 達 方 法
避難勧告	災害の発生するおそれがあり、避難を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム（聴覚障害者への F A X 含む。） (デジタルサイネージ含む。）
避難指示（緊急）	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。	※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(エ) 市ホームページ（ケーブルテレビ連携含む。） (オ) S N S（ツイッター、フェイスブック） (カ) 県防災情報システムへの入力を通じた Lアラート <u>(キ) 市避難誘導アプリ</u> <u>(ク) 緊急速報メール</u> （エリアメール含む。） <u>(ケ) サイレン</u> ※その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※ <u>(ケ)</u> の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。
屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。		<u>(キ) 市避難誘導アプリ</u> <u>(ク) 緊急速報メール</u> （エリアメール含む。） <u>(ケ) サイレン</u> ※その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※ <u>(ケ)</u> の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。

修 正 前	
震災対策編 第 3 章 震災応急対策 第 19 節 警備対策	頁 218
第 2 交通規制・交通確保対策 1 陸上交通 (2) 運転者のとるべき措置 ア 走行中の車両 (ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままと _____ し、窓を閉め、ドアロックはしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。 (3) (略) (4) 通行禁止又は制限に関する広報 県公安委員会は、車両の通行禁止又は制限を行ったときには、直ちに居住者等に対して立看板・広報幕等による現場広報を行うとともに、警察庁、中国 ____ 管区警察局、各都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター、道路管理者並びに報道機関等を通じて、交通規制状況、迂回路状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について徹底した広報を実施するものとする。	

修 正 後	
修 正 理 由 ○中国管区警察局が四国管区警察局と統合したため。 ○交通の方法に関する教則の一部改正のため。	
第 2 交通規制・交通確保対策 1 陸上交通 (2) 運転者のとるべき措置 ア 走行中の車両 (ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままと <u>するか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくことと</u> し、窓を閉め、ドアロックはしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。 (3) (略) (4) 通行禁止又は制限に関する広報 県公安委員会は、車両の通行禁止又は制限を行ったときには、直ちに居住者等に対して立看板・広報幕等による現場広報を行うとともに、警察庁、中国 <u>四国</u> 管区警察局、各都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター、道路管理者並びに報道機関等を通じて、交通規制状況、迂回路状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について徹底した広報を実施するものとする。	

修 正 前	
震災対策編 第 3 章 震災応急対策 第 19 節 警備対策	頁 219
第 2 交通規制・交通確保対策 2 海上交通 (1) 交通規制の実施 ウ 交通の制限及び禁止 <u>海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するものとする。</u> (2) 航路の障害物除去等 ア (略) イ 広島海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、 <u>速やかに必要な応急措置を講じるものとする。また、船舶所有者等</u> に対し、 <u>_____</u> これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を <u>講ずべきことを命じ、又は勧告</u> するものとする。 ウ 広島海上保安部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、 <u>必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。</u> エ 広島海上保安部は、航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を <u>知った</u> とき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、 <u>速やかに六管区地域航行警報を行うとともに、必要に応じて六管区水路通報により周知するものとする。</u> オ 広島海上保安部は、大量の油の排出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、 <u>六管区地域航行警報、安全通報並びに船舶及び航空機による巡回等により速やかに周知するものとする。</u>	

修 正 後
修 正 理 由 ○港則法の改正に伴う修正のため。
第 2 交通規制・交通確保対策 2 海上交通 (1) 交通規制の実施 ウ 交通の制限及び禁止 <u>船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、船舶交通を制限し、又は禁止する。</u> (2) 航路の障害物除去等 ア (略) イ 広島海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、 <u>原因者又は施設管理者等</u> <u>_____</u> に対し、 <u>早急に</u> これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を <u>取るよう指導</u> <u>_____</u> するものとする。 ウ 広島海上保安部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、 <u>早急に港湾管理者及び漁港管理者へ通報の上、緊急情報等を発出する。</u> エ 広島海上保安部は、航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を <u>認めた</u> とき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、 <u>緊急情報等を発出する。</u> オ 広島海上保安部は、大量の油の排出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、 <u>緊急情報等を発出する。</u> <u>_____</u>

修 正 前									
震災対策編 第 3 章 震災応急対策 第 22 節 文教対策	頁 225								
第 2 学校教育における応急対策 1 学校施設の管理に係る応急措置《教育委員会_____施設課・各学校》 (1)～(2) (略) 2 生徒等の措置と応急教育の実施《教育委員会_____学事課・施設課・健康教育課・指導第一課・指導第二課・特別支援教育課・生徒指導課・各学校》 (1) 生徒等の措置 ア 震度 4 以下の地震発生の場合 (略) イ 震度 5 弱以上の地震発生の場合 (略) (ｱ) 臨時休校(園)について <table><tr><td>校種</td><td><u>申し合わせ事項</u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> (ｲ) 生徒等の下校について 「登校中に地震が発生し学校に登校した場合」、「在校中に地震が発生した場合」、「下校中に地震が発生し学校に戻ってきた場合」は、下記のとおりとする。 <table><tr><td>校種</td><td><u>申し合わせ事項</u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> (2) 応急教育の実施 (略) 3 教科書の調達等《教育委員会_____学事課》 (略) 4 教職員の確保《教育委員会_____教職員課》 (略) 5 学校給食の措置《教育委員会_____施設課・教職員課・健康教育課・各学校》 (1)～(2) (略) 6 高等学校生徒等の災害応急対策への協力 (略) 7 授業料等の減免《教育委員会_____学事課》 <u>市立幼稚園及び</u> 市立高等学校の <u>園児・</u> 生徒が被害を受けた場合は、必要に応じ、授業料等の減免措置を講じる。 8 指定避難所（生活避難場所）としての対策《教育委員会_____施設課》		校種	<u>申し合わせ事項</u>	(略)		校種	<u>申し合わせ事項</u>	(略)	
校種	<u>申し合わせ事項</u>								
(略)									
校種	<u>申し合わせ事項</u>								
(略)									

修 正 後									
修 正 理 由 ○所属表記について他の頁と同様の記載とし、また、文言を修正するため。 ○幼児教育の無償化に伴い、広島市立幼稚園の授業料に関する内容を削除するため。									
第 2 学校教育における応急対策 1 学校施設の管理に係る応急措置《教育委員会 <u>事務局</u> 施設課・各学校》 (1)～(2) (略) 2 生徒等の措置と応急教育の実施《教育委員会 <u>事務局</u> 学事課・施設課・健康教育課・指導第一課・指導第二課・特別支援教育課・生徒指導課・各学校》 (1) 生徒等の措置 ア 震度 4 以下の地震発生の場合 (略) イ 震度 5 弱以上の地震発生の場合 (略) (ｱ) 臨時休校(園)について <table><tr><td>校種</td><td><u>対応等</u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> (ｲ) 生徒等の下校について 「登校中に地震が発生し学校に登校した場合」、「在校中に地震が発生した場合」、「下校中に地震が発生し学校に戻ってきた場合」は、下記のとおりとする。 <table><tr><td>校種</td><td><u>対応等</u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> (2) 応急教育の実施 (略) 3 教科書の調達等《教育委員会 <u>事務局</u> 学事課》 (略) 4 教職員の確保《教育委員会 <u>事務局</u> 教職員課》 (略) 5 学校給食の措置《教育委員会 <u>事務局</u> 施設課・教職員課・健康教育課・各学校》 (1)～(2) (略) 6 高等学校生徒等の災害応急対策への協力 (略) 7 授業料等の減免《教育委員会 <u>事務局</u> 学事課》 <u>市立高等学校の</u> _____生徒が被害を受けた場合は、必要に応じ、授業料等の減免措置を講じる。 8 指定避難所（生活避難場所）としての対策《教育委員会 <u>事務局</u> 施設課》		校種	<u>対応等</u>	(略)		校種	<u>対応等</u>	(略)	
校種	<u>対応等</u>								
(略)									
校種	<u>対応等</u>								
(略)									

修 正 前	
震災対策編 第 5 章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第 4 節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画	頁 277
第 7 ライフライン事業者及び放送機関の対応 6 放送 日本放送協会広島____放送局、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島及び広島エフエム株式会社（以下「放送事業者」という。）は、地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し、放送が中断する場合に備えて、放送をできるだけ速やかに再開できるように、次のような対策の推進に努める。	

修 正 後
修 正 理 由 ○正式名称変更（2019 年 6 月）のため。
第 7 ライフライン事業者及び放送機関の対応 6 放送 日本放送協会広島 拠点 放送局、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島及び広島エフエム株式会社（以下「放送事業者」という。）は、地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し、放送が中断する場合に備えて、放送をできるだけ速やかに再開できるように、次のような対策の推進に努める。

修 正 前	
都市災害対策編 第2章 海上災害対策 第5節 災害応急対策	頁 311
第5 大規模な油等流出対策 7 <u>水産物対策</u> (1) 水質汚染状況の把握及び広報 水質汚染等が発生し、水産物に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、次により対応するものとする。 ア 環境局は、健康福祉局及び経済観光局と連携し、必要に応じて水質汚染の状況の把握・監視及び検査等を行い、市災害対策本部（各局担当班）に報告する。 イ 環境局及び経済観光局は、 <u>魚釣りや貝掘り等の禁止、釣り魚等を食べないなど、広報車やチラシ等により、港湾・漁港利用者や市民への注意喚起等の広報を行う。</u>	

修 正 後
修 正 理 由 ○食の安全性に係る判断（水産物の喫食可否等）を環境保全課及び水産課において行うことができないことを踏まえ、水質汚染状況についての広報を行うこととした記載内容に修正するため。
第5 大規模な油等流出対策 7 <u>水質汚染状況の把握及び</u> 水産物対策 (1) 水質汚染状況の把握及び広報 水質汚染等が発生し、水産物に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、次により対応するものとする。 ア 環境局は、健康福祉局及び経済観光局と連携し、必要に応じて水質汚染の状況の把握・監視及び検査等を行い、市災害対策本部（各局担当班）に報告する。 イ 環境局及び経済観光局は、 <u>水質汚染状況の広報を行い、港湾・漁港利用者や市民への注意喚起等を図る。</u>

修 正 前		
都市災害対策編 第 2 章 海上災害対策 第 5 節 災害応急対策		頁 314
第 7 海上交通の安全確保 2 広島海上保安部長（広島港長）による安全確保		
項 目	内 容	根拠法令
船舶交通の整理・指導	船舶交通にふくそうが予想されるときに、必要に応じて巡視艇等により船舶交通の整理及び指導を行う。	
漂流物、沈没物その他の航路障害物の除去	漂流物、沈没物その他の物件が船舶交通を阻害するおそれがあるときは、当該物件の所有者等に対し、これらの除去を命じる。	港則法第 26 条
船舶交通の制限等	<u>海難の発生、その他の事情により船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生じるおそれがあるとき</u> は船舶交通を制限し又は禁止する。	港則法第 <u>37</u> 条
航行警報の周知	航路障害物の発生、航路標識の異状など船舶交通に安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報を行うとともに、必要に応じて水路通報により周知する。また、大量の油流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすと認められるときは、航行警報等、安全通報並びに船舶又は航空機による巡回を行い、速やかに周知する。	

修 正 後		
修 正 理 由 ○港則法の改正に伴う修正のため。		
第 7 海上交通の安全確保 2 広島海上保安部長（広島港長）による安全確保		
項 目	内 容	根拠法令
船舶交通の整理・指導	船舶交通にふくそうが予想されるときに、必要に応じて巡視艇等により船舶交通の整理及び指導を行う。	
漂流物、沈没物その他の航路障害物の除去	漂流物、沈没物その他の物件が船舶交通を阻害するおそれがあるときは、当該物件の所有者等に対し、これらの除去を命じる。	港則法第 26 条
船舶交通の制限等	<u>船舶交通の安全のため必要があるとき</u> _____は船舶交通を制限し又は禁止する。	港則法第 <u>39</u> 条
航行警報の周知	航路障害物の発生、航路標識の異状など船舶交通に安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報を行うとともに、必要に応じて水路通報により周知する。また、大量の油流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすと認められるときは、航行警報等、安全通報並びに船舶又は航空機による巡回を行い、速やかに周知する。	

修 正 前						
都市災害対策編 第2章 海上災害対策 第5節 災害応急対策					頁	316
資料2 公共けい留施設の現況						
平成30年4月1日現在						
地区名	施設名	けい留施設				摘要
		延長 m	前面水深 m	けい船標準値 D/W	船席数 バース	
観音	浮栈橋 A～G バース	1,186	-7.0			モーターボート・ヨット用
	ビジター栈橋	347	-7.0			モーターボート・ヨット用
	サービス栈橋	100	-7.0			デイングーヨット用
	デインギー栈橋	60	-7.0			デイングーヨット用
	マリーナ物揚場	85	-3.0			モーターボート・ヨット用
	観音旅客浮栈橋	98	-7.0			旅客用

修 正 後						
修 正 理 由 ○浮栈橋 A～C バースを C～G に修正するため。						
資料2 公共けい留施設の現況						
平成31年4月1日現在						
地区名	施設名	けい留施設				摘要
		延長 m	前面水深 m	けい船標準値 D/W	船席数 バース	
観音	浮栈橋 C～G バース	1,186	-7.0			モーターボート・ヨット用
	ビジター栈橋	347	-7.0			モーターボート・ヨット用
	サービス栈橋	100	-7.0			デイングーヨット用
	デインギー栈橋	60	-7.0			デイングーヨット用
	マリーナ物揚場	85	-3.0			モーターボート・ヨット用
	観音旅客浮栈橋	98	-7.0			旅客用

修 正 前

都市災害対策編

第 2 章 海上災害対策

第 5 節 災害応急対策

頁

317

資料 2 公共けい留施設の現況

地区名	施設名	けい留施設				摘要
		延長 m	前面水深 m	けい船標準値 D/W	船席数 バース	
五日市	五日市地区岸壁(－12m)	270	－12.0	30,000	1	耐震強化岸壁
	五日市地区岸壁(－11m)	190	－11.0	18,000	1	
	五日市1号岸壁	390	－7.5	5,000	3	
	五日市2号岸壁	450	－5.5	2,000	5	
	五日市3号岸壁	70	－4.5		1	
	五日市 PBS	583	－2.0			モーターボート・ヨット用
廿日市	廿日市木材港1号けい船杭	240	－12.0	30,000	1	
	廿日市木材港2～4号けい船杭	585	－10.0	15,000	3	
	昭南岸壁	351	－10.0	15,000	2	
	廿日市－7. 5m岸壁	190	－7.5	5,000		
	住吉新開物揚場	122	－3.0			
	貯木場物揚場	60	－1.5			
	桜尾新開物揚場	43	－1.0			
	昭南新開物揚場	351	－2.0			
	昭北新開物揚場	140	－3.0			
	昭北新開2号物揚場	140	－4.0			
	昭北1号浮栈橋	50	－4.0			
	廿日市 BP	917.5	－5.0			モーターボート・ヨット用

修 正 後						
修 正 理 由						
○貯木場物揚場を削除したため。						
資料 2 公共けい留施設の現況						
地区名	施設名	けい留施設				摘要
		延長 m	前面水深 m	けい船標準値 D/W	船席数 バース	
五日市	五日市地区岸壁(－12m)	270	－12.0	30,000	1	耐震強化岸壁
	五日市地区岸壁(－11m)	190	－11.0	18,000	1	
	五日市1号岸壁	390	－7.5	5,000	3	
	五日市2号岸壁	450	－5.5	2,000	5	
	五日市3号岸壁	70	－4.5		1	
	五日市 PBS	583	－2.0			モーターボート・ヨット用
廿日市	廿日市木材港1号けい船杭	240	－12.0	30,000	1	
	廿日市木材港2～4号けい船杭	585	－10.0	15,000	3	
	昭南岸壁	351	－10.0	15,000	2	
	廿日市－7. 5m岸壁	190	－7.5	5,000		
	住吉新開物揚場	122	－3.0			
	<u>(削除)</u>	<u> </u>	<u> </u>			
	桜尾新開物揚場	43	－1.0			
	昭南新開物揚場	351	－2.0			
	昭北新開物揚場	140	－3.0			
	昭北新開2号物揚場	140	－4.0			
	昭北1号浮栈橋	50	－4.0			
	廿日市 BP	917.5	－5.0			モーターボート・ヨット用

修 正 前			
都市災害対策編 第2章 海上災害対策 第5節 災害応急対策		頁	319
資料4 コンテナ等定期航路の就航状況			
d 旅客航路			
航 路	経 営 者	便数	就航船型
広島～宮島（ランチ・ディナークルーズ）	瀬戸内海汽船（株）	1	旅客
広島～プリンスホテル前～宮島（厳島港）	瀬戸内シーライン（株）	8	高速
広島～沖美（三高）	瀬戸内シーライン（株）	16	フェリー
広島～能美（高田・中町）	瀬戸内シーライン（株）	23	高速
広島～江田島（切串）	上村汽船（株）	22	フェリー
広島～江田島（切串・小用）	瀬戸内シーライン（株）	20	高速
広島～呉（呉港）～松山	石崎汽船（株）	10	フェリー
	瀬戸内海汽船（株）	12	高速
広島～似島	似島汽船（株）	13	フェリー
広島（市営栈橋）～プリンスホテル前～金輪島	（有）金輪島会	12	旅客

修 正 後			
修 正 理 由 ○便数変更があったため。			
資料4 コンテナ等定期航路の就航状況			
d 旅客航路			
航 路	経 営 者	便数	就航船型
広島～宮島（ランチ・ディナークルーズ）	瀬戸内海汽船（株）	1	旅客
広島～プリンスホテル前～宮島（厳島港）	瀬戸内シーライン（株）	8	高速
広島～沖美（三高）	瀬戸内シーライン（株）	14	フェリー
広島～能美（高田・中町）	瀬戸内シーライン（株）	23	高速
広島～江田島（切串）	上村汽船（株）	22	フェリー
広島～江田島（切串・小用）	瀬戸内シーライン（株）	20	高速
広島～呉（呉港）～松山	石崎汽船（株）	10	フェリー
	瀬戸内海汽船（株）	12	高速
広島～似島	似島汽船（株）	13	フェリー
広島（市営栈橋）～プリンスホテル前～金輪島	（有）金輪島会	12	旅客

資料7 海上流出油対策用資機材の保有状況

防除器材の整備・保有状況一覧表 令和元年9月10日現在

機 関 名	オイルフ ィス(m)	油処理剤 (kg)	油吸着材 (kg)	油ゲル化 剤(kg)	ガス検知 器(台)	防災作業 船(隻)	消防能力 保有船 (隻)	化学消火剤 (泡kl、粉末 kg)
広島海上保安部	200	3,366	487			2	1	2
中国地方整備局		270	410			2	2	
広島港湾・空港整備事務所								
広島県広島港湾振興事務所	420	216	406					
広島県西部建設事務所	60	324	171.5					
広島県西部建設事務所 廿日市支所	540		510					
広島市消防局	300	360	70			1		1
坂町	20		45.9					
廿日市市消防本部	80		201			6		1 泡:1.37kl
江田島市消防本部		105	27			3		泡:22kl
海田町	40							
一般社団法人 広島県清港会			30				1	
出光興産(株)広島月見油槽 所	400	630	151			3	1	泡:2.44kl 粉末:845kg
東西オйлターミナル(株)	300	1044	402			1	1	泡:2.0kl 粉末:39kg
広島油槽所								
出光興産(株)	420	738	204			1	1	泡:5.6kl 粉末:381kg
広島小屋浦油槽所								
総合エナジー(株)	300	576	260			1	1	泡:3.6kl 粉末:360kg
坂油槽所								
鹿川ターミナル(株)	3,700	4,824	1,944			10		泡:23.6kl
広島ガス(株)廿日市工場	500	504	120		10	23		泡:4.5kl 粉末:5,200kg
マツダ(株)	440	558	674			3	1	泡:0.36kl
三菱重工業(株)広島製作 所		1,290	1,724					
(株)新来島宇品どつく	90	100	50			2		
日興産業(株)	200	400	370					
広島・呉地区船舶協議会								
内海曳船(株)広島事業所								2
(株)シーゲートコーポレー ション								2
三洋海事(株)広島事務所								2
江田島海運(株)		90						2
日本海事興業(株)徳山営業 所								2
日本栄船(株)広島支店								3
内外輸送(株)広島支店	300	630	102			1	1	泡:3.5kl 粉末:683kg
中国醸造株式会社								泡:1.4kl
(株)大野石油店	250	540	114					泡:0.45kl
ソーダニツカ(株)			85					粉末:6kg
広島・大野ケミカルセンタ ー								
合 計	8,560	16,565	8,558	10	59	10	17	泡:70.82kl 粉末:7874kg

修 正 前						
都市災害対策編 第 6 章 大規模火事災害対策 第 5 節 災害応急対策					頁 368	
別表 5 森林面積						
(単位 : ha、平成 25 年 3 月末現在)						
区 分	国 有 林	民 有 林				合 計
		県	市	その他	計	
中 区	0	—	1	1	2	2
東 区	198	104	566	1, 181	1, 851	2, 049
南 区	102	—	3	146	149	251
西 区	210	2	26	380	408	618
安佐南区	537	1	159	6, 037	6, 197	6, 734
安佐北区	1, 941	656	511	23, 385	24, 552	26, 493
安芸区	866	6	2215	3, 624	5, 845	6, 711
佐伯区	1, 028	139	561	15, 915	16, 615	17, 643
計	4, 882	908	4042	50, 669	55, 619	60, 501

修 正 後																																																																																
修 正 理 由 ○時点修正のため。																																																																																
別表 5 森林面積 (単位 : ha、平成 31 年 3 月末現在) <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">国 有 林</th><th colspan="4">民 有 林</th><th rowspan="2">合 計</th></tr><tr><th>県</th><th>市</th><th>その他</th><th>計</th></tr><tr><td>中 区</td><td>0</td><td>—</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>東 区</td><td>198</td><td>104</td><td>566</td><td>1, 181</td><td>1, 851</td><td>2, 049</td></tr><tr><td>南 区</td><td>102</td><td>—</td><td>3</td><td>146</td><td>149</td><td>251</td></tr><tr><td>西 区</td><td>210</td><td>2</td><td>26</td><td>380</td><td>408</td><td>618</td></tr><tr><td>安佐南区</td><td>537</td><td>1</td><td>159</td><td>6, 037</td><td>6, 197</td><td>6, 734</td></tr><tr><td>安佐北区</td><td>1, 941</td><td>656</td><td>511</td><td>23, 385</td><td>24, 552</td><td>26, 493</td></tr><tr><td>安芸区</td><td>866</td><td>6</td><td>2215</td><td>3, 624</td><td>5, 845</td><td>6, 711</td></tr><tr><td>佐伯区</td><td>1, 021</td><td>139</td><td>561</td><td>15, 915</td><td>16, 615</td><td>17, 636</td></tr><tr><td>計</td><td>4, 875</td><td>908</td><td>4042</td><td>50, 669</td><td>55, 619</td><td>60, 494</td></tr></table>							区 分	国 有 林	民 有 林				合 計	県	市	その他	計	中 区	0	—	1	1	2	2	東 区	198	104	566	1, 181	1, 851	2, 049	南 区	102	—	3	146	149	251	西 区	210	2	26	380	408	618	安佐南区	537	1	159	6, 037	6, 197	6, 734	安佐北区	1, 941	656	511	23, 385	24, 552	26, 493	安芸区	866	6	2215	3, 624	5, 845	6, 711	佐伯区	1, 021	139	561	15, 915	16, 615	17, 636	計	4, 875	908	4042	50, 669	55, 619	60, 494
区 分	国 有 林	民 有 林				合 計																																																																										
		県	市	その他	計																																																																											
中 区	0	—	1	1	2	2																																																																										
東 区	198	104	566	1, 181	1, 851	2, 049																																																																										
南 区	102	—	3	146	149	251																																																																										
西 区	210	2	26	380	408	618																																																																										
安佐南区	537	1	159	6, 037	6, 197	6, 734																																																																										
安佐北区	1, 941	656	511	23, 385	24, 552	26, 493																																																																										
安芸区	866	6	2215	3, 624	5, 845	6, 711																																																																										
佐伯区	1, 021	139	561	15, 915	16, 615	17, 636																																																																										
計	4, 875	908	4042	50, 669	55, 619	60, 494																																																																										

修 正 前			
都市災害対策編 第 7 章 危険物等災害対策 第 2 節 市域における危険物等施設の現況		頁	380
別表 8 3 特に注意すべきガス類施設 (1) ガス小売事業者を併営する一般ガス導管事業者 広島ガス(株)皆実町供給所の幾何容積：ガスホルダー <u>29,000</u> m ³			
事 業 所 名		所 在 地	幾 何 容 積
広島ガス (株)	皆実町供給所	南区皆実町二丁目	ガスホルダー <u>29,000</u> m ³
	高陽供給所	安佐北区亀崎四丁目	ガスホルダー15,000 m ³
	可部事業所	安佐北区亀山南五丁目	サージタンク 140 m ³

修 正 後			
修 正 理 由 ○時点修正のため。			
別表 8 3 特に注意すべきガス類施設 (1) ガス小売事業者を併営する一般ガス導管事業者 広島ガス(株)皆実町供給所の幾何容積：ガスホルダー <u>25,000</u> m ³			
事 業 所 名		所 在 地	幾 何 容 積
広島ガス (株)	皆実町供給所	南区皆実町二丁目	ガスホルダー <u>25,000</u> m ³
	高陽供給所	安佐北区亀崎四丁目	ガスホルダー15,000 m ³
	可部事業所	安佐北区亀山南五丁目	サージタンク 140 m ³

修 正 前				
都市災害対策編 第 7 章 危険物等災害対策 第 2 節 市域における危険物等施設の現況			頁	380
別表 8 3 特に注意すべきガス類施設 (2) 高压ガス ア 一般高压ガス大量保有事業所				
事 業 所 名	所 在 地	貯蔵量	取 扱 品 目	特性等
広島日酸㈱	中 区 江 波 沖 町 6-31	117.98 t	アルゴン、酸素、炭酸ガス、 窒素、ヘリウム、液化石油 ガス、アセチレン、水素	取扱品目の 特性について は別表 9 2 を 参照
マツダ㈱	南区	57.23 t	アルゴン、液化アンモニ ア、酸素、水素、炭酸ガス、 窒素、フロン（134 a 、 HF0-1234yf）	
三菱重工マシナリー テクノロジー㈱ 観音ガスセンター	西区観音新町四 丁目 6-22	60.05 t	酸素、炭酸ガス、エチレン、 アルゴン、液化石油ガス、 <u>アセチレン</u>	
岩谷瓦斯㈱広島工場	安芸区中野一丁 目 7-2	58.44 t	アセチレン、アルゴン、酸 素、炭酸ガス、窒素、水素、 液化石油ガス、アンモニ ア、酸化エチレン、亜酸化 窒素、亜硫酸ガス	

修 正 後				
修 正 理 由 ○掲載内容の一部削除のため。				
別表 8 3 特に注意すべきガス類施設 (2) 高压ガス ア 一般高压ガス大量保有事業所				
事 業 所 名	所 在 地	貯蔵量	取 扱 品 目	特性等
広島日酸㈱	中 区 江 波 沖 町 6-31	117.98 t	アルゴン、酸素、炭酸ガス、 窒素、ヘリウム、液化石油 ガス、アセチレン、水素	取扱品目の 特性について は別表 9 2 を 参照
マツダ㈱	南区	57.23 t	アルゴン、液化アンモニ ア、酸素、水素、炭酸ガス、 窒素、フロン（134 a 、 HF0-1234yf）	
三菱重工マシナリー テクノロジー㈱ 観音ガスセンター	西区観音新町四 丁目 6-22	60.05 t	酸素、炭酸ガス、エチレン、 アルゴン、液化石油ガス <u>アセチレン</u>	
岩谷瓦斯㈱広島工場	安芸区中野一丁 目 7-2	58.44 t	アセチレン、アルゴン、酸 素、炭酸ガス、窒素、水素、 液化石油ガス、アンモニ ア、酸化エチレン、亜酸化 窒素、亜硫酸ガス	